





ては、私どももきわめて同感いたすところでございます。常に皇室が国民とともにあられるということは、昔から皇室の念願とされ、その実現に心を砕かれたのであらうと考えるわけでございます。いろいろ機構上の変化があると思いますが、皇室と国民との関係というものは、常に皇室は国民のために行動せられるというものであらうと思ふのでございます。明治憲法時代の憲法上の地位に基づく諸制度と変りまして、今日におきましては、やはりそこに新しい憲法に基づく皇室のあり方というものも立っていかねければならないと考へております。もとより先ほど申しましたような基本的な問題は変らないと思ひますが、この現われというものは常にその方向に向つて進むべきものであると思ひます。天皇の御位地は、今は政治あるいは文化それぞれの長という意味ではもちろんございません。国民の統合の中心ということにあられるわけでありまして、そういうような立場から国民の進歩とともに皇室もまた歩かなければなりませんけれども、常に国民の大多数とともにあられるということが必要であると思ふのでございます。いろいろ一口に天皇制の民主化といふことがいわれるのでございますが、そういう意味における民主化といふことでございまして、やはり一般市民と全部同じになるという形式的な問題ではないと思ひます。やはり国民の象徴としてのお立場というものはつきりお持ちにならなければならぬと考へますし、国民もまた、そういうものが国民、民族の象徴であるといふことに對する尊敬があるのが当然であらうと私どもは思ふのでございます。皇族

と国民が相親しみ、その間におのずからな尊敬があつて、ともに日本国の発展のために尽されるというお姿が將來の考へ方の基本であらう、かように考へております。

○平井委員 昔は先帝陛下がおなくなりになりますれば、皇位をお継ぎになる皇太子は、少くとも一年ないし三年の高座の行事をやられて、これならば民族の中心になり得るといふ確信がなかつたならば、即位をしなければならぬことを讀んでおりますが、その昔の日本の天皇制に比べて、敗戦といへば、今日天皇制を維持するとするならば大きな差があると思ひますが、この点長官はどうか考へられますか。戦争が負けただからどうでもよいのだといふふうで考へておりますか。

○宇佐美説明員 昔のいわゆる皇太子のお地位といふものは、立太子の儀式によつてその方に皇太子といふものがきまつたのでございます。必ずしも現在のよきな長子相続といふ形ばかりではなかつたのでございます。その意味におきまして立太子といふことは非常に重要な意味があつたわけでございます。現在におきましては、法制上当然長子相続といふことが定められておるわけでございますが、昔の立太子とただいま行われます立太子の意味は非常に違つておると思ふのでございます。昔のよきな行き方につきましても一つの方法でございまして、同時に、そこに政治的なあるいはいろいろな紛争も起り得るのであります。私どもは、そういうことが皇室に行われましますに、現在のよきなほつきりとした皇室典範に基いてそれが行われることが明確であり、紛争を来たさずにいけるものであると考へておるわけでございます。

○平井委員 終戦後に、御承知の通り日本は、国民として非常によりどころがない。せめて天皇制は維持されたのでありますから、これが一つの希望であり、よりどころであつたと思ふのであります。新憲法のもと国民の象徴とあられたのであります。象徴といふことの解釈は非常にむづかしいと思ふのであります。象徴といへば、少くとも国民の崇拜されるべき皇太子でなければならぬ。しかも立太子の式を終了された。しかも宮内庁長官として、あるいはおそばについておる人として、民族の象徴にふさわしい教育、ふさわしい姿にさせることが職責ではなからうか。そうならなければ、民族のより場もない。將來の日本を考へたときに、一体どうなるか、これは人ごとでない、日本民族の問題でありますから、特に宮内庁長官はこの点をほんとうに真剣に考へなければ、これが一角がくずれていった場合には、宮内庁はもちろなりやしません。宮内閣の問題も近く起ることは当然の話であります。現在のあり方が新憲法にふさわしい、あるいは日本民族が非常に尊崇して、喜んで天皇制を維持されると思はれておるかどうか、この点を長官にお尋ねいたします。

○宇佐美説明員 私どももただいまお述べになりましたよきなことを深く考へておるつもりでございます。今のよきな新し憲法のもとにおける皇室におきましては、皇室の方々の御行動といふものが非常に大事であると思ひております。そういうよきな意味におきまして、皇太子殿下の御教育と申しますか、御研さんを願うことは、われわれとしても非常に強いわけでありま

す。人を作るということは容易なわざではございませぬけれども、われわれといたしましては、大きな一つの職責と考へておる次第であります。

○平井委員 皇太子殿下の御結婚につきましてはお尋ねいたしますが、新憲法のもとと恋は自由でございまして、皇太子殿下も人間だから恋をするだらう、こつおつしやるでせう。それもまことにけつこうでございませう。しかし民族の象徴といふ観点から見まして、もしも天皇陛下が皇后陛下と銀座を毎晩散歩しておる、あるいは自分のしたいことをするということになつても、民族が尊敬をし崇拝をすることを思はれておるかどうか。私は決してこの御結婚に反対をするものにはありませぬけれども、要するに、もしも皇太子殿下、天皇が民族の象徴とするならば、国民の声によつて——いろいろお相手を探したけれどもなかつた、民間からせひもらつていただきたいとあなたから進言をされて御結婚をせよとならば、これは民族の声である、ほんとうに国民の声でありますから、私は大歓迎でございますが、もしも伝へ聞くよきに、皇太子殿下が軽井沢のテニスコートで見極めて、自分がいいというよきなことを言つたならば、ここにおられる代議士さんの子供と変りな

い。私の子供と変りない。これが果して民族の象徴といふ得るかどうか私は知りませんが、あなたから進言をされたものか、皇太子殿下が自分で見せられたものか、この点をお尋ねしたい。

○宇佐美説明員 皇太子様の御婚約の實際についてのお尋ねでございます。これは世上いろいろな間違つて伝わつて

おりますので、ただいま御質問がありましたので、私はこの機会にはつきり申し上げておきたいと思ひます。

今回の御婚約につきましては、数年前からいろいろ準備を事務的に進めておつたのでございまして、もちろんその選考の方針その他につきましても、皇太子殿下御自身はもちろん、而陛下のお考へも伺つて、われわれとしては慎重にいたしておつたわけでございます。殿下御自身の御性格も非常に慎重な方でございます。御自身の義務といふよきなことにつきましても、はつきりとお考へをお持ちになつておる方でございます。今回の御内定になりました方につきましては、世上で一昨年あたりから軽井沢で恋愛が始まつたといふよきなことが伝えられますが、その事實は全くございません。もちろん軽井沢でテニスを一、二度なさつたことは事実でございます。しかしそれ以上の交際があつたわけではもちろんございません。この御婚約につきましても、その当時は何らそういう方がわれわれのあれにも入つておりません。しかしいろいろ候補者を選考して参りました過程におきましても、殿下に一々ごらんに入れておるわけでございます。昨年の春ごろからいよいよ何人かの候補者をしほつて御相談申し上げ、そのうちからわれわれも御推薦申し上げ、殿下も冷静な觀察をなさつて御決心になつたわけでございます。世上伝わるよきなわけでございます。世上伝わるよきなわけは、私どももはつきりお尋ねいたします。私どももはつきりお尋ねいたします。私どももはつきりお尋ねいたします。





うがないが、皇太子殿下並びに宮様のおつきの人は、悪ければ取りかえなければ教育というものはよくありません。あなたが見はからって、これはあまりよくないと思われる人はほとんど取りかえられて、そうしてりつぱな教育をされる方をお入れになって——今の人がいいか悪いか知りません。悪いと言ふ人もあり、いいと言ふ人もあるが、取りかえて教育をなさらぬと、將來非常に大きな問題が起るのではないか。天皇制のあり方というものは、日本の政治、経済あるいは世界の動静に從つてあらなければならぬと私は思うのであります。従つて皇居造営の問題におきましても、まだ審議会はできないのでありますけれども、もしも審議会ができましたならば、時代に即応して、かつて三井、三菱の大財閥が十萬坪の屋敷に住んでおつたのが、今日一萬坪の住居におつたことを参考に、今日の皇居のあり方はどういふふうでなければならぬかといふふうに、率先宮内庁は研究をされていかなければ、これまた非常な難関に到達すると思つてありますから、日本の情勢、世界の情勢、東南アジア未開地のところ、クーデターがあり、いろいろある世界の動向をよくながめて、ひとり日本だけが昔の風習ではいかなれない、日本の皇室はこうあらなければならぬといふ見地から、まず率先してあなたの方で案を立てられなければ、將來禍根を残すと私は思うのであります。どうか皇居の造営の問題につきましても、あなたの方で十分考えられて、先手を打つてはおかしいのでありますけれども、この程度でよろうとか、あるいはこうした方が今の

日本の皇室にふさわしいのであるといふことを十分考えられてお作りにならなければ、將來禍根を残す。東宮御所の御造営のごときも、間組が一萬円で引き受けた、こういう崇拝組も日本にはあります。また家がなくて困つておる国民もある。私は間さんに言いたい。そういう金があるならば、住宅のない人に建ててやつたらどうかと間さんに言いたい、あまり私は懸念でないから言つておけません。そういう方もありますが、それが全部でないことも考えなければならぬ。そういう人もあります。いなかの年寄りの八十、九十の人は、日本が戦争に負けたことも知らないという人もありますから、そういうことを十分考へて、あなたの方で考慮されて、現在の世の中にふさわしい皇居の造営を計画していただきたい。同時に今後の皇室の尊厳並びに天皇制のあり方を十分研究されなければ、日本の將來にいかなる変動が起るか知らぬといふことを肝に銘記して、今後長官としてりつぱに職責を全うされるようにあなたにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

**○受田委員** 私は宮内庁長官並びに法制局長官並びに総理大臣にかつて御出席いただく官房長官に相次いでお尋ねを申し上げたいと思つて、それは皇室に關係した事項で、今、平井議員よりお尋ねになつた諸問題を別の角度からお尋ねしてみたいと思つて、私は最初に、日本の天皇制といふものが新憲法で国民の象徴とされているといふことに一応うなずき、またこれをお支持していく一人であり、ただここで問題となるのは、天皇の御地位といふものに対して、新しい憲法が保障する基本的人権、いわゆる憲法の第三章に掲げられてある基本的人権と矛盾する面が相当起つておらないか。この点が第一のお尋ねの問題であります。具体的にお尋ねしますが、新憲法は天皇を人間天皇として宣言せられておる。そういう意味からいふならば、その人権もまた十分尊重をするという意味で、象徴としての天皇の権威を傷つけない限度におけるゆとりある人権尊重のあり方が示されておらなければならぬと思つて、一例をあげます、天皇はいつまでも天皇の御地位におられなければならぬといふことになる、非常に窮屈なお感じをなさることもあらうと思つて、従つて、たとえ皇太子が成年に達せられ、あるいは御結婚をされる。そして十分後継者として天皇の地位を守つておられるといふことになり、また天皇御自身も、一般でいふならば定年退職に当られるくらいに年配になられる、こういうことになるならば、天皇の御退位の自由といふことが一応認められていいのではないかと思つて、ご意見を、この問題は、宮内庁として、また法制局としては、どういふ御見解を持つておられましょるか。

**○林(修)政府委員** ただいまの問題は、非常に重要な問題であると思つて、これは御承知の通りに、新憲法が当時の帝國議會において審議された際に、あるいは現行の皇室典範が法律案として議會で審議された際にも、非常に議論されたところでございまして、いろいろの角度から御議論があつたわけであり、しかし当時の政府として、皇室典範にこういう制度を認めなかつ

た理由としては、次のようなことがいわれております。現在の憲法は、もちろん皇位継承のことにつきまして、法律で規定を讀んでおられます。法律で規定することは書き得る範囲のことがあるはずでございまして、しかしこれは憲法第一條が、天皇は日本國の象徴とし、それからその地位が日本國民の總意に基くといふこの規定、それから第二條に皇位は世襲のものである。この規定と離れて、ただいまの問題を議論することはできないと私は思つておられます。なるほど新憲法によつて人間天皇としての地位はできまして、一般の人と同じようにこれを扱つておられる地位、あるいは國民の總意に基くこの地位といふものと相異なる範囲におけるものは、そこに制約があることは当然だと思つておられます。これはやはり皇位といふものは世襲のものである。それから古來ずっと一つの系統で受け継がれてきていふこと、それからそこに天皇が過去においてはもちろん讓位といふことはあつたわけでも、たゞいま申し上げたような御地位、それからこの天皇のそういう象徴たる地位から考えまして、御自分の発意でその地位を退かれるといふことは、やはりその地位と矛盾するのではないかと、これはやはり幾多過去の例からいって、いろいろ弊害があつたこともございまして、これは一言で申しまして、天皇には私なく、すべて公事であるといふ考え方も一部にあるわけであり、やはり公けの御地位でございまして

ので、それを自発的な御意思でどうこうするといふことは、やはり非常に考へべきことである。そういうふうな結論から、皇室典範のときには、退位制は認めなかつたのであるといふことを、当時の金森國務大臣はるるとして述べておられます。この問題は、実は皇室典範の審議されたときの帝國議會において、皇室典範の論議の半分ぐらゐを占めておられます。そういうことで政府案が通過したような關係であり、その当時における政府側の見解は、たゞいま直ちに變更するほどの理由はないと思つておられます。従つて、今、受田先生のおっしゃつたやうなことも確かに一つの議論としてはあることと思つても、軽々にこれをきめられない、かように考へておられます。

**○受田委員** 私はこの新しい憲法や皇室典範の審議の際の問題を今持ち出し、お尋ねするのは、當時は天皇のお立場が戦犯としての批判を受けたりとされたり、戦争責任が追及されたりといふ渦中であつた。しかし今日は、やゝ世界の情勢も落ち着いてきたし、日本の復興もほゞでき上つてきたといふ段階になつて、しかも世襲にならぬ皇太子が御結婚されるという段階になつたといふことにならぬならば、もうそういう戦犯論議とかその他の戦争責任問題を乗り越えた新しい段階にきて、この問題を考えなければならぬ時期にきておると思つて、ここに現在の天皇は二十才になられたときに摂政になられて、自來すでに四十年に近づくおられる。ことに大東亞戦争の責任などという問題になつてくると、御自

身も非常に痛切に感じておられる。しかしあの東亞戦争を締めくくると終戦といふところへ踏み切られたのは今の天皇であられた。そういう意味からは、私は今の天皇御自身がその悲劇的運命の中に苦勞されて今日に及んでおられることを思うときに、皇太子が御結婚されて、一人前の世継ぎとしておられる資格を備えられておられることにならば、ここに終戦直後の混乱の中で論議された憲法論議や皇室典範論議とは別の意味で皇室典範は法律でありますので、この法律を改正して、天皇の退位の自由を認めてあげるといふことが、新憲法の第三章に掲げられた基本的人権の尊重の条項にも合致するものだと思う。従って象徴の尊厳を傷つけないで、後継者がりつげにおられる場合に、皇室會議の議を経て退位をすることができ、そういう考え方は、私は成り立つと思ふ。この問題は、新しくそういう事態に遭遇しておられるという気持を私は持つておるので、新しく検討をすべき段階ではないかと思ふ。昔のものを引っぱり出して、今ごろまた依然として古い感覚で、憲法、皇室典範の論議をされた終戦直後の空気をそのまま今に持ち込むといふことは、どうも時代感覚のずれはなほだしものありと認めざるを得ない。いかがですか。

地位、皇位世襲の継承といふことと切り離して、この問題は解決できないと実は思つておられます。従いましてやはりそういう今おつしやつたようにいろいろ個々の場合には、いろいろの事情が起ることはございませうけれども、今おつしやることであれば、結局制度としてそれを認めろといふことになるわけでありまして、この制度として認めろといふことは、国民の総意に基く御地位、象徴である御地位といふことを考えますと、私はその適當なものではない、過去の歴史を見ましてもそういうことは適當なものではないのじゃないかといふことも考えるのであります。あるいはこれは制度として認めれば、皇位継承の順位に異動を来たすこともあり得るわけでありまして、そういうことから考えますと、これはやはり慎重に扱わなければならぬ、軽々にきめられない問題だと思ひます。

もう一つそれに関連して、天皇の行為の自由といふことにもしばしば問題が起つてくる。たとえばたゞいま陛下は、弟さんの秩父宮がなくなられるときに、ぜひ臨終の弟宮を見舞いに行こうとされたときに、ついに宮内庁は見舞いを押さえたといわれる。たゞいまの皇后は、お母さんの俱子さんがなくなられるといふときに、これまたついにお母さんの臨終にもおむかせしめられなかつたといふ、おそるべき人権侵害をやつておると私は聞いておる。肉親の死に宮内庁がそういう圧力を加えて、人情の自然と美しさを押さえるといふ、こういうことは一体どういふところに原因があるか、そういうことは絶対なかつたかどうか、その事情をこの際あわせてお伺いしておきたい。

もう一つそれに関連して、天皇の行為の自由といふことにもしばしば問題が起つてくる。たとえばたゞいま陛下は、弟さんの秩父宮がなくなられるときに、ぜひ臨終の弟宮を見舞いに行こうとされたときに、ついに宮内庁は見舞いを押さえたといわれる。たゞいまの皇后は、お母さんの俱子さんがなくなられるといふときに、これまたついにお母さんの臨終にもおむかせしめられなかつたといふ、おそるべき人権侵害をやつておると私は聞いておる。肉親の死に宮内庁がそういう圧力を加えて、人情の自然と美しさを押さえるといふ、こういうことは一体どういふところに原因があるか、そういうことは絶対なかつたかどうか、その事情をこの際あわせてお伺いしておきたい。

十分考慮をいたしておられます。御指摘になりましたような点につきまして、われわれは宮内庁において阻止をしたというより全然是たございませぬ。事実不幸にしてお間に合ひにならなかつたといふこととございませぬ。

○受田委員 そのいうお間に合ひにならなかつたといふよりなことで、その場をこまかすべきものではないと私は思ふ。こういうことは、お工合の悪い肉親がおられる場合に、自由にお見舞いができ、その臨終に立ち会われるという努力を、宮内庁がなせなさらぬといふ分は、はなはだ重大な問題だと思ふのです。宮内庁としてそういう人情の美しさを押さえるような措置をされたとは解釈しても、これはやむを得ないじゃありませんか。今度皇太子が結婚される正田さんの場合でも同じことです。

があつたと思う。そういうことも一つの形態としては考えられるということをおし上げたのであります。

○受田委員 私、後継者がはっきりして御本人も相当の年令に達しておられる、こういう場合に皇室会議の議を経て定められるのだと申し上げているわけです。皇子もおられない、もう本人はおやめになった、そのあとに皇子が生れた、そういう仮定の問題を今持ち出したら皇室会議の議が通りませぬか。皇室会議の議を経るということになれば、やはりそこにはっきりした後継者がおられる、天皇の長期にわたる御苦勞に対してもいたわりの気持をもつて御退位をお認めするという形になる場合です。そうでない場合には皇室会議の議は通りませぬから、あなたの御懸念の問題は解決するのではありませぬか、私はそう思うのですが、いかがですか。

○林(修)政府委員 先ほどから申し上げております通りに、今受田先生のおっしゃることは、やはり制度としてそういう制度を設けたらどうかというお話でございます。従いましてそれはやはり皇室典範の中にそういう規定を取り入れることになるわけでありませぬ。そうなればこれは一つの制度として將來に向つての問題になります。いろいろなことともちろん考えなければならぬことになるわけでありませぬ。そういうことを考えてみました場合に、今の自発的な御退位の制度というもの、果して天皇の世襲制、皇室の世襲制、皇子の世襲制、あるいは天皇の象徴たる地位、あるいは国民の総意に基くという国民の信念から見た考え方、そういうところにマッチするであ

ろいかどうか、これはやはり相当疑問のあるところだと思ふ。今、受田先生のおっしゃるような御議論ももちろんあることと思ひますが、それに反対する議論も相当強い根拠を持つていて思ひます。従いまして私どもとして今簡単にそういうことに踏み切る決心はないわけでありませぬ。むしろ先ほど宮内庁長官が言われました通りに、簡単に賛成できない、こういうこととござります。

○受田委員 あなた方は天皇のお立場というものを考えていかなければならぬ。そこで、あなた方だけの御都合で、天皇の人権をいつまでも侵害していくことは問題だ。だから御用学者という立場であるなら仕方がない。しかしながらもつと純粋な理論的な立場でのことを考えていく、あるいは日本の將來を考えていく、あるいは日本の將來を考えたとき、あるいは日本の將來のある解釈をしなればならぬ。もう一つ、これに關係するのでありますけれども、女帝です。皇族女子には皇位継承権がないわけですが、この皇族女子の皇位継承権を容認するという典範の改正というものは、これは決して差しかえないわけですが、今の憲法では男女平等である。憲法の十四条で、法のもとでの平等、貴族の禁止、栄典というところにも、人種、信条、性別云々で差別されないことになってゐる。そういうところからいっても、国民の象徴だけを差別するということがあり得ませぬか。そういう意味からも新憲法の精神にのっとつて、皇族女子の皇位継承権を認めるということは、私は当然考えられていいことだと思ふ。いかがですか。

○林(修)政府委員 これも皇室典範のときに議論されたところでございまして、一応議論済みなことだと私は思つております。重ねて申し上げませぬけれども、確かに憲法では男女平等、あるいは婚姻における男女平等、あるいは一般の家であれば、昔のような家の制度はもろろないわけでありませぬ。主として財産相続についての男女平等でありませぬ、皇位あるいは象徴たる地位というものは、必ずしも今申し上げた民法上の相続と同じように考えるわけにはいかない問題が一つあります。そのほかにはやはり古来の日本の国民の一つの総意と申しますか、国民の信念と申しますか、つまり男系相続というところで実は一貫して参つておるような状況でございませぬ。従いまして男系相続というものを認める以上は、女帝を認めれば、そこで男系は断絶するわけですが、別の系統に移動するということになつてくるわけでありませぬ。そういうことから一つの問題点がある。また女系による相続を認めれば、これは別の問題でありますけれども、やはり日本のいろいろの古来の国民の感情からいへば現在における国民の感情からいへば、果していかかであらうかという問題があるわけでありませぬ。また過去における女帝の例、日本には幾つかのいろいろな特殊な事情に基いた例だと思つております。そういうところから、やはりこれは慎重に考えるべき問題だといふことで、皇室典範のときにもその問題はいろいろ話題に上りながら、そういう規定はされなかつた。その事情を

今直ちに——おしかりを受けるかもしれないませんが、そういう事情を今直ちに解消するだけの事由はないのじやないかと思つております。

○受田委員 この問題は、どうも男系相続が日本の伝統であるからなるといふ古くさい考えで御答弁されておるようでありませぬが、すでに英国においてもそういう制度が長期にわたつて保持されてゐる。ただ英国の制度には、女帝の場合には男子の兄弟がおらぬというふうな場合に、女子だけだということよりなるときに、女帝ができておるわけでありませぬけれども、一応程度の差はありますけれども、皇位の継承権に女子の相続権というものは認められておる。この流れというものを見たときに、昔の古い伝統を今ごらう持ち出されて、男系相続が日本の伝統などという議論は、どうも法制局長官としてまづい論議は、どうも新憲法の精神というものを——ここにおられた自民党の方の中にも、退位の自由と女帝は大賛成だといふ意見が出ておる。そういうふうな意見が……(反対だ)と呼ぶ者あり)手前は分裂状況です。そういうことからも皇室典範に対して、もう少し人権を尊重し、象徴としての権威を傷つけない限度において人権を尊重するという配慮をなさるべきではないか。特に宮内庁長官とされても、そうした宮内庁の事務を担当される責任者として、常に日本の將來、国民の皇室に対する感情等の問題を十分洞察して、長い目で見た日本の皇室の將來への見通しを持った努力をしておかれなさい、思ひがけないところから、今回の御結婚を契機として、皇室に対する重大な国民の

悪感情が起つてきたりするおそれが私にはあると思ふのです。そういう意味から、少くとももう少し大衆と受け込んで皇室という、同時に象徴としての立場は保持されるような配慮を払ひながら、そういう努力をしておかれなさい、いかん、かように思ふのです。

○宇佐美説明員 三笠宮様のことについてのお尋ねでございます。陛下は、終戦と同時に軍籍を離れられました。



將來のために東大にお入りになって歴史を御勉強になっておられます。非常に熱心に御勉強になっておるのであります。しかし私は、皇族であられることがまず第一でございます。国民は學者になっていただくということにおいて皇族におなりを願つておるのじやないと思ひます。やはり皇族としてのお立場、義務といふものを第一にお考へ願ふべきであると思ひます。同時に、お仕事として御勉強になり、それを通じて国家、社会に貢献されるということも私はけつこうだと思ひます。しかしそれはあくまで学問的なことでありまして、そのお地位から申しまして、政治的問題に関与されていかれるといふことは、どうも私どもとしては御賛成できないと思ひます。そういうことにつきまして私も殿下とお話を申し上げておることがございますけれども、しかし今お話しになりましたような皇族の籍を云々といふことは、何も私は何ったことはございません。いろいろ著書等も御発表になるよりであります。私といいたしましては、もつと慎重な御態度を希望しておるところであります。

○受田委員 宮内庁長官、えらいかたにお考えですが、三笠宮は、紀元節の問題などについても、これは天皇一家の、皇室の私事であるという見解を表明され、これを国民の行事として取り上げることについての意見を持つておられるわけなんです。そういうことについて、これが政治的な見解であり、學者としての立場では行き過ぎたといふような御注意を申し上げるといふことは、これはどうかと思ひます。皇族の御発言は何事もそれではできないと

いうことになる。純粋な御意見も述べられないということになる。それが多少でも述べられると、すぐどこかにひっかかるといふような問題であらば、何事もこれは発言できないということになる。これこそ人権侵害もはなはだしいものになってくる。こういうことについて、もつと自由な気持ちで皇族としての立場を御自身が十分考へておられるのですから、もし皇族の立場をお考へにならなければ、もう皇族を離脱されることになるのですから、それは成年に達せられて、しかも良識を持たれたらうございませぬ三笠宮の御行動に対して、一々御注意申し上げ、おしかり申し上げるといふことは、私は宮内庁長官としては行き過ぎだと思ひます。そうなりますと、皇族の身分に生まれた人は、そういう発言やらすべての行動にわたつて非常に不幸な立場になる。(「もちろんだよ」と呼ぶ者あり) そういうことこそ人権侵害なんです。私が今申し上げていることは、あらゆる面に不幸な立場に追い込むといふことでなくて、許される限度内の御自由を認めてあげる、新憲法の御自由を認めてあげるという努力もしておらないで、すべてワクの中にはめ込んで、非常に窮屈な生活をさせていくといふようなことは、お役人たちのとるべき道ではないと私は思つておる、そういうことを私は今指摘して、人権の尊重を可能な限りにおいて認める努力をしてあげるといふ、その配慮を希望しているわけなんです。これはもちろんと言われるかもしれませんが、皇族の身分にあり、あるいは天皇の御地位にある人は、あらゆる角度からその人間性の豊かな暮しを押しえられるということになる。いかが

でしよるか、こういう点について、高い立場から今後の皇室のあり方、皇族の立場というものについての配慮をどうすべきかといふことについて、何かあなたはお考へになつていらつしやることはないでしよるか。

○宇佐美説明員 重ねてのお尋ねでございますけれども、一つの学問をせられたまはる結論に達せられるということは、これはだれも押えることはできません。またそれを周囲の人に多少お漏らしになるというよりなこと、それもいけないとは思つておりませぬ。しかしながらそのお考へが、言葉は悪うございませぬが、左右いずれにしろ政治的な問題になり、皇室に非常に影響するといふようなことを国民が心配するときは、慎重な態度をとらるべきであるといふことは私は誤まりないと思ひます。

○受田委員 左右いずれにせよ、それが政治的な方向へ行つたとおっしゃつておられるのが、三笠宮御自身としてはいふやうな政治的な気持はみじんもないわけなんです。そういう問題を政治的にこじつける人々がおあり、それを悪意にとる人々がおられるわけなんです。この問題は、つまり三笠宮の言動に対しての影響力というものを、外部から不純に利用しようといふことになるわけなんです。あなたはお考へられることは正しいのだ、学問の自由は尊重しなればならぬといふ立場で、特に政府と党の諸君などに嚴重に御注意される方が、むしろ筋が通ると思ひます。

即位されることによつて元号が変更されるわけなんです、その元号がどういふふうに変るかといふことは法律では規定してない。これはもし御退位が実現され、あるいは天皇がなくなられたといふ場合に、どういふ規定が用意がされておるのか、法制局長官から一つ伺ひます。

○林修政府委員 御承知の通りに、これも旧皇室典範には規定があつたと思ひます。それが新しい皇室典範を規定するときには、皇室典範のきめる事項ではなからうといふことではございませぬ。そこに残つておられるわけでありませぬ。そこで残つておられるのは多少問題がございませぬが、明治初年の行政官布告といふものがあるわけでありませぬ。しかしいずれにいたしましても元号の問題は、確かに天皇の御退位あるいは天皇がおなくなつたあとに新しい天皇の即位といふ問題と相関連する問題でございませぬけれども、これは今の憲法のもとにおいて、そういう新しい元号を立てるというものは、私はやはり法律で定めるべき事項だらうと思つております。これはかつて新憲法施行当時、そういうやうな法案も予定されたこともあつたやうでございませぬが、当時の占領軍政策の事情でもつてこれは消えております。その後御承知かと思ひますが、当時の参議院の文教委員会において、いわゆる西歴紀元を採用したかどうかといふことも御議論になつたこととございませぬ。そういうやうなこともございませぬが、いろいろな事情を考へて、これは將來のこととございませぬが、元号制をどう立てていくかといふことについては、法律をもつてきめるべき問題である。かように考へま

て、一応そういうことは私ども考へなくしてはならないといふふうに思つております。

○受田委員 元号の問題を考へなければならぬといふ御意見のよりでございませぬが、これは西歴を用いるとか、いろいろなことがあるにしても、日本の立場からの特別な規定を設けておくといふことは大事なことだと思つております。大へんおそれ多い話ですが、天皇がいなくなつても、ちゃんとした用意をされておくということが必要だと思ひます。

あと二人御質問があるので、最後に一言お尋ねしておきますが、今度の御結婚につきましても、天皇の御事項としての御結婚の儀式と、天皇の御一家あるいは皇太子御自身の個人的な御儀式といふものがある。こういう御事項の儀式的には個人の儀式といふものの限界線は、一体官内庁としてはどういふ形でおとりになつておられるのか。もちろん御事に伴つて費用といふものは当然国会の承認で出されるものでありますけれども、国会の承認を要しなくても済む支出の面もありませんか。そういう限界線をはつきりしておいていただきたい。今回の御儀式の中で御事として取り扱える儀式と、皇室の私事として取り扱える儀式の分別をちよつとお聞かせ願ひたい。

○宇佐美説明員 今回の御結婚に關しまして、御婚約、いわゆる御結婚のこゝから式の終わりますまでのいろいろの計画、すでに済みましたものもございませぬが、今後進められるものも研究中でございませぬが、大綱につきましては、過日の閣議の決定におきまして、

当日行われず結婚の儀と朝見の儀、それから引き続き行われず祝宴の儀が、国の儀式として行われるというところが正式に決定になったわけでございます。そのほかの儀式につきましても、実は旧来の諸規定をもとにいたしまして、なるべく簡素に行う、あるいは時代に即するようにするという趣旨のもとに整備をいたしているわけでありませう。いろいろございませう中、特に国の儀式として考えましたものは、今申しました三つでありまして、結婚の儀というものは、これはあくまで両陛下が誓い合われるという結婚の中心をなすものであります。朝見の儀と申しますのは、両陛下に両陛下が正式に会われてあいさつをされるという意味のものでございまして、これは前回の立太子礼、成年式礼の際にも国の儀式として行なつたので、その例に從つたわけでありませう。最後の祝宴と申しますのは、天皇陛下が内外の人に御披露をなさるといふ公的なものとして、これを国の儀式の一つに入れたわけでありませう。その他お内輪でございませうもの、あるいは皇室の御例によつて神宮その他に参拝されるというものは、一切内輪のこととしていたしたわけでありませう。

○内海委員 高瀬傳君。

○高瀬委員 実は赤城官房長官においでをお願いして申し上げてあつたのですが、それはどうでしょうか。  
○内海委員 赤城さんは参議院の本会議に行つておりました。  
○高瀬委員 実は私は皇座會議のあり方について私の所見も述べ、あるいは内閣あるいは官内庁の意向も伺いたし、こつちのことであるのでありませう。

す。特に今回の皇太子殿下の結婚に關しまして、皇座會議のあり方について一言お伺いしたい。そして私の所見も述べたい、こつちのことであるのでありませう。もちろん前提条件として、私は皇太子妃が今回参りまして、御成婚が是と心から喜びを申し上げてお一人一人でございますから、そつちの点は誤解のないようにお願ひしたい。

私は皇室のあり方というものについて、平井君など意見が違つてもおつちやつたように記憶しておるのであります。御承知のように私から申し上げるまでもなくイギリスは今日存在しておるところの君主制の國家の典型的、代表的のものであると言つてもいいのであります。皇室と國民とが真に一体になっておるといふことは事実のようでありませう。従つて敗戦後、日本が民主主義の國家として再出発した際に、英國流の皇室のあり方、あるいは英國流の國民と皇室の關係、こつちのものを陛下は理想にしておられたのではないかと、そつちのふりに拝察される節があるのでございませう。しかし現在必ずしも皇室と國民とが一体になっておるとは私は思へない点もございませう。たとへば、これは言葉のあやまりからいへば、こつちの理由には、こつちの言葉がよく耳にいたします。従つて現在の皇室に対する

國民の感情といふものは、今回の皇太子妃の選定に當りまして、端的にこれらの点を現わしておる点がなきにしもあらず、一般の世論といふものは非常にお祝いと申し、私もその一人でございますが、必ずしもそればかりではない。先ほど平井君もこつちと触れたやうであります。しかも憲法の第一条に明記してあります通り、天皇は日本國民統合の象徴でありますから、皇室と國民とが密接なつながりを持つておるとは当然でございませう。天皇御自身ももちろんそつちのふりにお考えになつておるとは私は拝察いたします。ところが現在の、特に今回の結婚で國民感情から多少離れているやうな印象がある。これは実は私はあの発表の形式とか、そつちのものをかこれ言つたものではありませうが、実際のところ皇太子妃の選定に當りまして、宮内庁の宇佐美さん初め關係者は長い間大へん御苦勞になつたと思つたのです。この点私は敬意を表しておりますが、国会も何ら御結婚について知らされておりました。公式発表の十日前、つまり十一月十七日のニューズ・ウィークには事ごまかに、全部私は翻訳して持つておりましたが、「皇太子の恋」という表題で詳細に報道されております。結局知らないのは國民だけだ。私はこつちの問題がございましたときに、宮内庁に電話をかけました、宇佐美さんは当時留守でございませうが、そつちの事実はあるかどうか、私はそれを尋ねたのでありませうが、電話に出た人は相当の方だと思つたが、全然知らないといふお話がございました。それはいろいろ都合があつたかもしませうが、現在結構もかわされた今日ならば、その辺のい

きさつを相当詳細に御報告を願つて、そつちの必要がある。これはやはり一つの國事でございませうから、その点はせひとおつちのふりな事実はないとか、断片的におつちやつたやうでございませうが、ニューズ・ウィークにいろいろなこと書いてあります。特にこれは恋愛といふ言葉を盛んに使つておりました。たとへば「二人は恋愛中だが、果して因襲に刃向つて結婚ができるだろうか、これが事情を知つておる連中がもう何カ月も抱いている疑問である。」といふやうなこと、それから「皇太子が正田美智子さんに初めて会つたのは輕井沢のテニス・コートである。それから、非常に反対があつたといふことも載つておりました。」「反対は大へんなものだ。一番驚いたのは米國の占領下に皇室を除く爵位を全廃された元の公爵、伯爵、子爵、男爵などであつた。天皇の義妹に當られる秩父宮妃のお母さんの松平信子前子爵夫人を先頭に、華族たちは皇族出の他の候補者を立てて運動したが、民主化がとうとう皇位にまで及んだことに一齊にろろはしいした。」こつちのことが書いてあります。これはほんちん単なるニュースでありますか、私はその信憑性のいかんは知りませうけれども、特にあのとき宇佐美長官もおつちやつたと思つたのですが、あれは恋愛ではない、たとへば結婚は相互の合意のみによつて成立し、相互の協力によつて打ち立てなければならぬといふ憲法の条章そのものとは關係がない、普通の恋愛ではないのだといふことを非常に強調されたやうでございませう。従つてこつちのやうな問題に

ついて、先ほど長官も非常にいい機会を与えてもらつて感謝すると言われましたが、私はやはり國家の一つの重大な國事でございませうから、こつちの点について詳細に系統的にいきさつを説明されて、國會の記録に残して置く方がよからう、私はこつちのふりに考へるので申し上げているやうなわけでありませう。こつちで一問一答をして宇佐美さんをごつちのふりといふものではございませう。

それから、特に私の念頭に浮びましたことは、皇室會議といふものはただ一度しか開かれていない。結局皇室會議を一度開きまして、決定をやつたのは既成事実をただ承認しただけ、権能前副議長などに聞きました、その日に正田家の家系を他いろいろ書類を渡されて、それにただ無言で賛成しただけだといふふりにも聞いておるのであります。こつちのふりになつておるわけですが、こつちのふりには非常に形式的なものであつて、國民と國體と重大な關係にある皇太子妃を決定するといふことは、あまりにも非民主主義的なやうな感じがいたします。皇室會議といふものは非常に形式的なものになつて、たつた一回、既成事実を承認するといふだけになつてしまつたのでは、皇室會議のあり方としては非常に危険じゃないか、こつちのふりに思つたのであります。特にたとへば皇室典範の第三条を見ますと、世継ぎの方、皇嗣に重大な事故があるときは、皇室會議の議によつて皇位繼承の順序を変えることができる、こつちのふりに述べたやうであります。従つてこの皇室會議を開くのは、議長であるところの總理大臣ではありますけれども、形式的に

は宮内庁がイニシアチブをとることに  
なりませうから、これが非民主主義的に  
運営されるということになりますと、  
非常に重大な結果を及ぼすと思つたので  
あります。従つてこれは宮内庁だけを  
責めるわけには参りません。政府の重  
大なる責任でもあると思つたが、一  
体こういふような点で、ただ既成事実  
だけを皇室会議に形式的にかけて、  
たつた一回だけの会議であらう重大  
な国事をきめるということが果してい  
いのかどうか、その点が非常に私は重  
大だ、こう思つたのであります。

それからもう一つ、こういふような  
問題について、これは例は違ひますけ  
れども、イギリスなどの例をとつてみ  
ますと、たびたび非公式の閣僚会議な  
どを開いておられます。たとえば私はこ  
にノーマン・パリメイソンの書いた「ザ・  
ストリー・オブ・ピーター・タウン  
ゼント」という本を持ってあります  
が、これによりますと、あのプリンセ  
ス・マーガレットがタウンゼントと婚  
約するときに、非常に衆人環視の中で国  
民が納得するよふな状態であらう問  
題を解決したよふであります。従つて  
その当時のサー・アンソニー・イーデ  
ンはたびたび閣僚会議を開き、あるい  
はカンタベリー大僧正とも相談をし、  
あるいは上院の枢密院議長のスールス  
ベリー卿なども相談をして、慎重な  
手続をとつてあのプリンセス・マーガ  
レットの問題を解決した。私は当時ロ  
ンドンにおりました。非常にその点の  
合理的な国民と密着したやり方につ  
いて、敬意を表して帰つてきた一人な  
のであります。従つてそれと比較して、  
この皇太子妃のきめ方が一回の皇室会  
議で済ませる。しかも私は、きよら内閣

側からだれも出ておりませんが、この  
皇室会議の構成自体についても非常に  
疑問を持ってあります。両院の議長、  
副議長が出てはいるが、副議長というも  
のは議長が事故あるときにだけこれを  
代理するものであつて、院を代表して  
出るとすれば議長だけでいい、こうい  
ふような点も私の聞きたい点でござい  
ますが、答弁する人がおりません。

そこでは、この皇室会議の構成に  
ついては疑問があるし、あつて皇位  
継承をきめるよふな重大な皇室会議と  
いふものはもつとたびたび開くなり、  
あるいは内閣と連絡するなり、そつ  
ふらふらにして国民が納得するよふな状  
態であつた御結婚をきめていただいたら  
なおよかつたのぢやないか、こう思  
いますが、これらに対する宮内庁の見  
解、それから内閣の見解、それから宮  
内庁は内閣などどういふよふな折衝  
をされたか、小泉という人は皇太子殿  
下の先生でありましょつたけれども、大  
体田島、小泉などという方だけがイニ  
シアチブをとつて、きまつたものを給  
理大臣に報告し、総理大臣はただ正田  
美智子さんの信仰の問題だけをお聞き  
になつたといふよふにしかわれわれは  
受け取れない。その前にたびたび閣  
僚会議を開くなり、あるいは皇室会議  
を開くなり、こういふよふにして念に  
念を入れてきまつたものならば私は  
非常にけつこうだと思つたのですが、わ  
れわれ国民はその点は全然知らされて  
ない。知らないのは国民だけだといふ  
結果になつたわけでありませう。十一  
月十七日のニュースでこういふことも  
ちゃんとして出ているわけでありませ  
う。私は電話をかけた。

しかも十二月六日号の「エコノミ  
スト」に日本の皇室と題して、宮内庁の  
役人の各位には非常に痛いことを書い  
てあるのではありません。これは読むと  
なはだ妙なことになります。一応読  
んでみましょつた。古くからの皇室の  
伝統のうち、残つてゐるのは天皇一  
家が守つてゐるよふも、むしる皇室の  
役人が守つてゐるといつた方がい  
宮内庁の役人の数は一万人から千人  
に激減したが、依然強力である。彼ら  
は野心を持たず、別に悪い人間ではな  
いが、強い義務感に縛られる傾向があ  
るので、時代に取残されがちである。

彼らは海外のセンスがないので、他の  
官庁のより進歩的な役人たちからさら  
われ、一般国民から反感の目で見られ  
てゐる。これは非常にお気の毒ですが、  
これはただ書いてあるので、私の意見で  
はございませぬから……。「皇太子の  
婚約発表の際、発行部数の多い日刊紙  
『読売』は十一月二十八日の社説で辛ら  
つに論じてゐる。「天皇を独占するこ  
とによつて特権を維持しようとする暗  
い勢力が、かたくなに民衆への接近を  
妨げていたのである。皇太子の婚約  
は、これらの人たちの態度に対して、痛  
烈な反省のむちを与えたものと云つて  
よい。」以上の言葉は、正しいと思つて  
いることをやめてきただけの役人たち  
にとつて、やや点が辛いかもしれな  
い。だが、大抵の日本人は、宮内庁  
の官僚が皇太子に、一般民間人と決し  
て結婚させないと思つてきたが、今で  
は皇太子みずからがこれら官僚に分を  
知らしめることによつてのみ、自分の  
望みを貫徹したと信じ、皇太子の勇氣  
ある行為に対して、熱烈な拍手を送つて  
いることは事実だ。」といふのでありま

す。非常に長くかかりましたが、こう  
いふ批評もあるのだから、宮内庁の  
私は宮内庁の、特に皇室会議なんか  
に対するやり方に対して反省を促した  
い、こういふことでございませう。

それから先ほど三笠宮の問題で受田  
君からお話がありました。私は少く  
とも皇族方というものは政治的にもあ  
らゆる点で中立性を持つて、インパ  
シャルでなければいけないと思つた  
す。特に選挙権もない、被選挙権も行  
使されないので、政治的影響の  
ありませんから、やはり政治的影響の  
あることは発言されない方がいいと思  
ふのであります。そういう点で宇佐美  
長官が率直に三笠宮におつちやつたこ  
とは私は正しいと思つておられます。  
従つて今後とも三笠宮殿下の学問のい  
ろいろな結論とかなんとかを、そつ  
うな中立の立場にある特殊な皇族方  
は、ぜひとも積極的の発表されな  
ことを望む一人でございます。

準備が始まつておつた、調査があつた  
わけでありませう。もちろんその調査に  
つきましては先ほどもちよつと申し上げ  
ましたように、これは御両親陛下と  
しても御心配になることであり、皇太  
子様自身のお考えといふこともござい  
まして、十分お考えも伺ひながら方針  
を立てて参つたわけでありませう。も  
とより御選考の基準と申しますものは、  
これは皇太子様の妃殿下にふさわしい  
方といふことで、御健康にしろ何にし  
ろ最上級、お尋ねがあればそつち上  
げるといふはかないわけでございます。  
しかし現実の場合にはそつち上つたす  
べで万全を備へるといふことはなかなか  
困難でございます。ただ国会におい  
ても各報道が漸次現われるにつれまし  
て、ほとんど毎国会ごとに宮内庁の考  
えの御質問がございまして、それにつ  
きましてはお尋ねに従つて、われわれ  
は考へるところを率直に申し上げて  
参つたつもりでございます。その当初  
の考へは国会でもお答え申し上げた  
と思つて、そつち上つた諸要件がすぐ  
れた方であられるのはもちろんござ  
いますけれども、その御選考の範囲と  
いふものについてもお尋ねがあつたわ  
けでございます。御承知の通り前の皇  
室典範におきましては、皇族の結婚は  
皇族または華族に限るといふ規定が  
ございました。それが新しい憲法に従  
つてきまつた新しい皇室典範におきま  
しては、憲法の精神によつて、華族制  
度はもちろん貴族の制度といふものが  
廃止されたのでございませう。従つて、  
皇族男子の御結婚につきましては、何  
ら法制的には制限はございませぬけれ  
ども、やはり皇室自体が長い歴史を  
持つたお家でありませうし、旧来の範

困から選考が始まるというのが、むしろ常識的であるというのをわれわれも考えておいたのでありますが、しかしそういつたときにも、ときによって、その範囲外に出ることもあり得る。御質問の中にも、全国民を対象にして選べというようにもいふし、何うしたわけでありませう。われわれとしては、そのようにお答えしては、お聞き願ひいたします。実際の選考に当りますと、やはり終戦後の各家庭生活の変化でございませうと、あるいは優生学的な見地からの制限でありますとか、いろいろな点でなかなかむずかしい問題に逢着いたしました。従つて、第一段の方針から一歩出るといふことにつきまして、実に時間をかけて慎重に考えたわけでございます。単純に考えたわけではなかつたのであります。しかし実際問題といたしまして、一般と申しまして、どこでもいといふわけではございませぬ。やはり日本の良識のあるりっぱな家庭といふことを考えなければなりません。このうちからまた候補を選ぶといふことにつきましては、相当苦心をいたしたわけでありませう。だんだんそれをしぼつて参りました。何人かの候補をあげ、陛下にもよく御説明をして、私どもの申し上げることと陛下の御決心も合致いたしまして、ことしになりましてようやく進行するようになつたわけでありませう。その間私どもといたしましては、前内閣あるいは現内閣におきまして、総理大臣には、さういつた大きな根本の方針の変更等についても説明申し上げて参つたのであります。

皇室会議を開きますことは、先ほど仰せになりました通りに、議長たる内閣総理大臣の招集でございます。もちろん一國の官吏としての立場、議長としての立場から、私どももいたしましては、過去においても十分な御連絡と御意見を伺うことには意を配つて参つたつもりでございます。さういふことで皇室会議が開かれたわけでございます。実際先ほどお述べになりました通り、皇室会議を開くにつきまして、実は皇室会議が設置せられたから第二回の例であります。第一回は御承知の通り、新憲法の実施の当時に多くの皇族が下られまして、そのときが一回で、第二回でありませう。私といたしましてこの取扱ひについては、内々皇室会議の委員であられる方の御意見も聞きながらやつたつもりであります。会議が開かれまして、できるだけ経過と資料を申し上げ、私といたしましては、世上でいわれますいろいろな不安と申しますわけ、心配といふことも率直に申し上げます。御説明をしたわけでありませう。その結果、満場一致でおきめをいただいたのであります。ただ今回の問題を離れて、将来のことを考えます際に、先ほど撰政の場合の例をお引きになりましたが、要するに結婚の場合におきましては、あくまで憲法の原則と申しますか、これは新しい憲法ばかりでなく、従前からも、これは人間の性質であらうと思ひますが、結婚される方の合意がなければならぬわけでございます。事前にいろいろなものを多くの方が公式に論議をして、これを配合するといふものではなからうと思つてお参ります。皇室会議におきまします皇族男子の

御結婚、将来も起るのでございませうが、これはやはり両性、両方の合意といふものがなければ、皇室会議の議にはならないのではないかとさういふふうに思ひます。さういつた選考の経過といふものを国民に周知させてやるということ、その事柄の性質上、私は避けねばならないことだと考えてお参ります。その間においていろいろ派生的な問題が起りますし、人権の問題にも及ぶことであらうと思ひます。ただ皇室会議に慎重に審議を願うという意味から申しまして、私どもの皇室会議があるままでいいかどうかといふことは、実は今回当りまして、いささか考えたことでございます。今回の現実のことをお申すのではない、全体を進める上において、たとえば御結婚会のような重大なことを進めます際に、今の制度のままではいかかどうかといふことは多少私も考えました。まださういふことは多少のりではないかといふ結論はここで申し上げかねますけれども、単に御結婚のことばかりでなく、撰政の選定等いろいろ重大なことを議する制度でございませうから、慎重に検討しなければなりません。私どもも正直に申し上げて、多少当時は考えて、幾らか申したこともございませう。さういふような点から考へますと、皇室制につきましても、御発言のようになつた一つあるのかも申しませぬ。さういふふうにしたらば、ほんとうに事を運ぶに容易であつて、しかも慎重な審議を尽くせるかといふ行き方について、将来検討すべきものであらう、さう考へます。申し落したことがあるかと思ひますが、以上でございます。

○高瀬委員 私に別にこれ以上伺うことはありませんが、実はさういふふうな重大な御事といふものは、やはり國會の最高権威のところですから、さういふことはやはり内閣において公式に國會に報告があつてしかるべきものだと申すのであります。それは宇佐美さんに申し上げてもなんでもありますが、私はその点を特に官房長官に念を押しておきたかつたのであります。お参りませうから、委員長を通してこれをお願いいたします。委員長、いいですか。特にさういふ問題については、やはり公式に國會に内閣が報告する義務があると思ひます。さういふことを特に私は確かめたかつたのであります。お参りませうから、委員長を通してお願いいたします。それから、特に皇室会議のあり方といふことについては、宇佐美長官もいろいろ考へておられるようでありませうから、内閣においても慎重に考へる必要がある。さういふことは申し上げたいのですが、いろいろ事が紛糾した場合に、あんなやり方、ほんとうの形式的な、イエスかノーかといふようなやり方では、非常に国民が安心しない。私はさういふ考へでございませうから、どうぞ御善処方を望みます。

○内海委員長 柏正男君。  
○柏委員 今までの各委員の御質問を聞きまして、私もいろいろ考へさせられる点がございます。私は、国民の大多数は、自民党の委員さんの言われるような意味で皇太子の御成婚を考へては、いいのではないかと、もつと明らにおる、これが実態ではないかと感ずるものでございませう。さうでなければ、これからの天皇制、これからの皇室といふものに対して、私どもは安心ができないといふように思ひます。さういふ立場において私は、今度の皇太子の御成婚を契機として新しい皇室制度といふものが自然に生まれてくるのではないかと、さういふ感じをいたしておるものでございませう。さういふ観点から以下の質問をやつてみたいと思ひます。  
今回の皇太子の御成婚は、皇太子御自身があるいはどの程度に意識されておつたかはわかりませぬけれども、古い封建的な皇室制度から、新しい時代に即した皇室制度に移つていこうといふようにお考へになつておるのではないかと、さういふように私どもは感ずるものでございませう。すなわち従来の皇太子妃の選定方法と今度、これが一変してしまつておる。皇太子みずからいふ、今までは日本民族の上に立つ皇室といふより、さういふから、日本民族の中に溶け込んでいく皇室といふような姿に變つていっている。古い意味の皇室制度といふものは厳としてやはり中にはあるものでございませう。それに挑戦するように今度の新しい御成婚がわいてきておる。これに私ども国民の大多数は明るい希望をつないでおるのではないかと、さういふように私は思ひます。しかしさういふ御成婚の問題をまた違つた意味で、何か皇室の尊厳を傷つけるように考へておる人たちが、今までの質問の中に出ておられますので、むしろ私どもは意外に思ひます。さういふことは、戦後に民主主義的教育を受けられた皇太子が、封

建的なものではない、民主的なものを打ち立てよう、それを実践しようとしておられることに対して、ほんとうに力をかけて、皇太子のお考えになる道を実現させてあげねばならない、そういうように感じます。その意味におきまして、私どもはこのたびの御成婚の式につきましても、ほんとうに皇太子のお持持がどの程度現わされておるだろうか、そういう点について、尊敬というよりもかえって、もっと遠く大意味合いの心配を感じております。しかしその点については先ほど長官からお話もございましたので、重ねて御質問する必要もないわけでありませう。皇太子が御婚約をされ、御婚式の式をあげられて新しい生活にお入りになるという場に入ったわけでございますが、そのことはまた新しく次の天皇としての生活への第一歩でございます。そういう意味からして、果して皇太子のこれからの生活設計が、皇太子の意図されるような、国民の中に受け込んでいくような皇室というふうなものを、これからの生活設計の中に宮内庁としてお考えになっておるかどうかが、そういう点について、新しい皇居の造営の問題とか、あるいは皇居の開放論とかいろいろふうなものに関連を持って、宮内庁ではどういふふうにお考えになつておるか、御見解を承わつておきたいと思ひます。

○宇佐美説明員 このたびの皇太子様の御婚約が、国民の大多数に非常に明るい気持を手えておるといふ点は、各種の面から見て間違いないことだと私も考えております。しかしこの内外を通じて、こころい問題にそれぞれの立場から他の意見を持ち、あるいは心配をなさる方があるということ、これはまた間違いないことだらうと思ひます。過去のこころい問題に大きな問題につきましても、常にあったことでありました。ただ先ほど来、非常に真情を披瀝しての御質問がございましたが、そういう一部における将来のために御質問があったことと私はあつたがたく拝聴しておるわけでありませう。今回の御結婚がこれによつてすぐどうなるということではなく、私が常に申しますように、御結婚は第一歩でありませう。今後これをスタートとして立つていただくということこそ願うべきことであらうと思ひます。そういうふうな点につきましても国民もまた協力して、そうしてお互いに日本の将来のために進んで行くべきものであるということを考えるものでございませう。われわれのお手伝いをする立場におりますと、あるいは国民の気持を洞察して、日々そういうふうな問題を具体的に問題で現わしてこたえていきたいというふうなことをお望みしております。

○拍委員 今の御答弁で私も考えておられます。皇太子の御成婚という点に対して、皇室を初め関係者その他においても同じく考えておられることが私どもよくわかるのでございませう。それだけに私は、こころい明るい日本の皇室を、再び昔のような菊のカーテンの中に追ひ込んでしまふ、雲の上に押し上げてしまふというふうな形にならないように、これから天皇側近の皆さん方において特に留意をしていただきたい、そういう感じをいたしております。また正田美智子さんは民間人として宮中に入られるわけでございますから、それだけにいろいろと因襲のあるところにお入りになるので、心配もおありだらうと思ひます。国民もひとしくそのことを心配しております。普通の家庭でも家風の違ふところに参りませうと心配をいたしますが、それ以上の心配を国民がひとしく持つておられる。この御成婚がうまくいかなければ、一体どうもあつたらうか、その責任は一体どこに出でくるだらうか、この御成婚がやはり願うところは、私ども国民のひとしく願うところは、この御成婚がやはり願うところは、これを願つております。しかし宮中にはなかなかむずかしいときたりあるもので、先ほどお話のありましたように、肉親の方にも会いに行けないというふうな、あるいはおおいでにならないか、ということも聞かされても、胸のふさがるような思いがいたしました。そういう点から人間美智子さんが人間としての生活を、これからの生涯を宮中において平穩無事にお過ごしになれるように、皆様方、特に御配慮を願ひたいという気がいたします。

その次に私の申し上げたいことは、従来とは異なつて民主主義の教育を受けた天皇の時代がくる。今までのようにな天王学を身につけた天皇ではないとして、民主主義を身につけて、ほんとうに人間天皇として初めから教育された方が天皇の地位につかれ、国民統合の象徴としておふるまいになるという、今までの違った新しいケースができていく。その意味におきまして、決して帝王学が天皇に必要なものでなくして、良心至上主義に徹した、りっぱな人間としての天皇をお作りになつていくということこそ私どもは願ひたいのでございませう。天皇が特別の教育を受けて、人間とかけ離れた者になつていかなければならないというお考えを持つておられるような発言に対しては、私どもはどうしても賛同いたしかねる。今の小泉さんがやつておられるような教育の仕方をこそ、私も国民の大多数の者が、ほとんど全国民と言つていい、すべての人々がそういうことを願つておられるのではないかと。今の皇太子に対して私ども日本民族が希望をかけ、期待をかけておるゆえんのは、りっぱな人間としてすくすくと成長しておる純真な人である——その頭腦明晰だといふような感じをみんな持つておられません。そうでないが、人間としては実にりっぱな皇太子が、この次には天皇になられるのだというところに、日本民族の希望があるのだ、そういうふうな声なき国民の声というものを私ども感ずるものでございませう。それだけに曲げられた教育をされていくというふうなことはなるべくチェックしていただいて、今のようなりっぱな民主主義の教育を身につけた天皇ができていられることを願ひたいと思つております。今までの明治憲法のもとにおきましては、確かに天皇は最終の決定権者でございませう。それだけに私どもは最終の決定権者である天皇に対しては、ほんとうに人間としての能力の最善なるものを要求しなければならなかつたと思ひます。ある意味におきましては、明治天皇は確かに人間としても私たちが考えられる能力の面から見ても、最上級のお方であらせられたと思ひます。

す。しかしそれに続く大正、昭和におきましては、明治天皇に求めた最上級のものを求めることは不可能であつたと思ひます。明治憲法のようなほんとうの天皇制のもとにおきましては、天皇の人間としての能力が問題になつておつたと思ひます。しかしながら新憲法におきましては、天皇はもうすでに最終の決定権者ではありません。その意味におきまして私は天皇が最終の決定権者でないという事態に即して、天皇が生物学をおやりにならうと、歴史学をおやりにならうと、それは天皇の自由であり、天皇もその意味において人間として十分にお好きな道をお進みになつてつこうだと思ひます。しかしながら私どもは天皇が国の象徴であるという点から見まして、皇室の天皇はいつもりっぱな状態であるようにおしつけを願ひたいと思つてございませう。その意味からいいますと、先ほど受田委員からお話もございましたが、現天皇におかせられては少しく身体的障害というふうなものもこのごろはありになるのではないかと懸念を私どもは感ずるのでございませう。たとえば最近にございました開会式当日の天皇の御様子を見ましても、顔色はなはだすぐれられない、あるいは御歩行においてもまだ五十何才のお方にしてはしっかりとされていらない、言語もあまりきちつとされていらないというふうな点から見ますと、あるいは天皇御自身に身体的障害というふうなものもおありになるのではないかと懸念をさす持つものでございませう。かりにもそういう事態でもございませう。ならば、皇室典範にも憲法にも規定されております摂政を置かれるということ

人間として天皇をお作りになつていくということこそ私どもは願ひたいのでございませう。天皇が特別の教育を受けて、人間とかけ離れた者になつていかなければならないというお考えを持つておられるような発言に対しては、私どもはどうしても賛同いたしかねる。今の小泉さんがやつておられるような教育の仕方をこそ、私も国民の大多数の者が、ほとんど全国民と言つていい、すべての人々がそういうことを願つておられるのではないかと。今の皇太子に対して私ども日本民族が希望をかけ、期待をかけておるゆえんのは、りっぱな人間としてすくすくと成長しておる純真な人である——その頭腦明晰だといふような感じをみんな持つておられません。そうでないが、人間としては実にりっぱな皇太子が、この次には天皇になられるのだというところに、日本民族の希望があるのだ、そういうふうな声なき国民の声というものを私ども感ずるものでございませう。それだけに曲げられた教育をされていくというふうなことはなるべくチェックしていただいて、今のようなりっぱな民主主義の教育を身につけた天皇ができていられることを願ひたいと思つております。今までの明治憲法のもとにおきましては、確かに天皇は最終の決定権者でございませう。それだけに私どもは最終の決定権者である天皇に対しては、ほんとうに人間としての能力の最善なるものを要求しなければならなかつたと思ひます。ある意味におきましては、明治天皇は確かに人間としても私たちが考えられる能力の面から見ても、最上級のお方であらせられたと思ひます。

を、当然に宮内庁あるいは側近において何らかの形でお考えを願うことが出てくるのではないかと感じました。そういう意味で今は一つの段階に於いて、先ほど天皇退位のお話もございましたが、退位はいろいろの面でも実現できないといたしまして、摂政を置かれるということは、憲法においても皇室典範においても定められておることから、その限度においてこの際皇太子の御成婚を一つの機会にして、摂政を置かれるということについては何らかお考え合せになったようなことがございますか、そういう点について伺いたいと思います。

○宇佐美説明員 皇太子殿下の明るい御結婚について、こういつた気持ちを発展して明るい皇室、明るい国ということにつきましては、先ほど申し上げました通り私も今日がスタートで、この気持ちがほんとうに実りますように努めるべきものであると考えております。明治時代と現在におきましては、天皇の地位も変って参り、明治、大正、昭和と比較いたしましたので、そのときの国家の情勢、社会の情勢、そういう諸制度、あるいはおそれ多いこととございますが、各天皇の御人格またそれぞれ御特徴があることと思えます。常に同じ方ということはありません。いわけでございます。日本将来のためにこの新しい感じ、国民とともに進まれるというお気持ちを大いに今後発展すべきであるということにつきまして、私どももそういうことで努めて参りたいと思えます。ただお述べになりました陛下の御健康につきましては、最近数年間おかげもおひきになったこと

ございませぬ。何ら御支障ございませぬ。従ってただいまお述べになりましたようなことは夢にも考えたことはございませぬ。

○柏委員 健康の点につきましては、おそばにおられる皆さんの方がいつももろらんになっておられるので、かえってお気づきにならないのではないかと、そういうようなことさえ私どもは考えます。私どもはほんとうにときたま天皇にお目にかかるといってございませぬが、過去数年の健康がお悪いのじゃないかという懸念を持つものでございませぬ。そういう点は民間でございませぬ。色が悪いよ、人間ドックにお入りなさいということが言えるのでございませぬが、そういう精密検査というよりなことをおやりになったことがございませぬか。

○宇佐美説明員 両陛下初め皇太子様、皆様方の御健康につきましては侍医が数名お入りして、常に拝診をいたしております。一切御心配ないことと存じます。

○柏委員 それではその点は私ども安心いたしますが、次に憲法改正の問題と天皇制との関連につきまして、現在憲法調査会においては第三委員会か何かでもって、すでにこういう問題は取り上げられておられると思っております。こういう現在の流れの中におきましては、天皇制が憲法改正の問題の中に取上げられるときに、昔の天皇制に返っていくというよりな力が非常に多く動いております。民主主義政治への反動の形として、憲法改正と天皇制の問題とが結びついておられます。そういう状態ではございませぬが、しかしながら

私どもが皇室の永遠の安泰という点を考えますと、現在皇太子御成婚において見られるような、すなわち皇室が今までの御のカーテンをはずして、国民と一緒に溶け込んでいくというふうな姿、また先ほどお話しございました三笠宮の紀元節反対の態度と申しますか、お話しというものが、かえって国民には皇室を身近なものとして感じさせられていく。ある一部の人は、皇族の身分でそういうことを言うのはけしからぬというように言われるかもしれないが、国民の大多数は、そうじゃない、なかなか三笠宮様は公平にものをお考えになつておられる、皇室をして誤まらしないようなものをお考えを持つておられるのだというように感じているのではないかと私どもは考えるものでございませぬ。そういうように、いろいろな意味合いから見まして、皇室が菊のカーテンをみずからおはずしになつて、国民に溶け込もうという状態にありますだけに、この憲法改正の問題の中に天皇制が昔の姿になつて返っていくというよりなことは、かえってひいきの引き倒しになつていくのではないかと、このことを私どもはお考えます。そういう意味で、宮内庁としては、こういうことに対して積極的に、天皇制をどういうよりにするのか、あるいはまた將來においてもつと違ひ形に変わっていくものか、また皇室会議のようなものにそういう問題をつけて考えてみるというよりなことがありますものかどうか、そういう点についてお話を承りたいと思ひます。

○宇佐美説明員 憲法改正と皇室というものの関係についてのお尋ねでございますが、現に政府では憲法調査会

を設置せられて調査の途中でございます。それはわが国としてきわめて大きな、全国民が関心を持つ政治的な問題でございます。特に皇室のお世話をいたしております宮内庁といたしまして、そういう問題については、私どもは意見を申し上げることは適当ではないかと私どもは考えております。ただ歴史というものは昔のままには返らぬ、そのままだには返らぬということを私はいつも考えております。

○柏委員 では最後に、実は私は昨日あるところから印刷物を届けられたのですが、その中に非常に不敬なことが書いてありますので、ちょっとそれを御披露します。その中には、粉屋の娘が殿下と呼ばれるようになり、さらに陛下というように敬ばれるということ自体からして、皇室の尊厳がなくなる、国民の尊崇というものが薄くなるのではないか、天皇制がそういう点から廃止されるのではないかと、いろいろなことを書いた印刷物を受け取りました。そういう点を考えますと、私どもは全く反対の考えを持つておるものでございませぬ。これは明らかに国粋主義の——昔国粋主義というものがございませぬが、そういう国粋主義というか、あるいは右翼的といいますが、そういう非常に偏向したところでは、そういう考え方を持つておるといふことが考えられるのでございませぬ。そういうことは、天皇を神格化しようという考えがあればこそ、今のような言葉が出るのでございませぬ。こういう考え方は、伊勢神宮を特殊化して、こうとか、あるいは二月十一日の紀元節の復活をしようとかいうようなことに対する一連の連なりのある考え方であると

いわざるを得ないと思っております。こういうことは、一つの皇室への忠誠のように見受けられるのでございませぬが、ほんとうはただひいきの引き倒しになつていく。皇室の永遠の安泰のためには、皇太子妃の選定に見られますような民主的な皇太子の考え方の方向が、私は実には大事な方向ではないかと考えます。そういう意味におきまして、宮内庁におきましては歴史の進み方に歯車を合せて、新しい社会制度がどういうようになり変革をいたしましたとしても、永遠に日本民族とともに繁栄していける皇室制度を確立する。単なる目の前で見えるものだけでなく、永遠に日本民族とともに生きていく皇室制度というものについて深くお考えを願つて、国民の上にも特殊な存在として作っていくという考え方よりも、もつと国民の中に溶け込んで、日本民族のほんとうの象徴として伸びていくというよりな一つお考え願ひ、新しい皇室制度もお考えいただくより願ひたいと思ひます。この質問を終りたいと思ひます。

○内海委員長 次に菊池義郎君。

○菊池委員 宮内庁長官にお尋ねいたしますが、この皇太子殿下の御成婚につきまして諸説ふんぶんとして、国民はいろいろの誤解を抱いておられるのでございませぬ。私は、皇太子が平民の娘をそのきざきとして選ばれたことを非常に喜んでおります。平民である方が新平民である方が、粉屋の娘である方が何である方が差つかえないと私は考えておるのであります。こういう点において、私は欣快にたえないと考へておりますが、その婚約の過程においていろいろの謀略、策略が行われておる

ということが、最近の週刊雑誌やその他の刷りものにおいて世間に流布され、これによって国民が非常な疑惑を抱いて、国民の頭は割り切れないような感じになっておるのであります。この際それが事実であるかいなかを長官から明確に発表されて、そうして流説の真偽を明らかにして下さるならば、国民は晴れやかな気持ちになり得ると思ふのであります。私は、もう時間がございませぬので、端的にせんじ詰めて要点々々だけ申し上げますから、長官も簡単にお答えを願いたい。

まず第一にお伺いしたいのは、この婚約の前に、美智子嬢は二十五人の見合いをしておられた。そして最後に波多野という青年と婚約、これを破棄して皇太子の方に振りかえられたというようにことが流布されております。週刊雑誌に出ておりますが、これは事実でありませぬか。

○宇佐美説明員 非常にりっぱな方で、従前にもいろいろ結婚のお申し込みがあったように伺いますけれども、お尋ねのようなことは全く聞いたこともございませぬ。

○菊池委員 片一方にそういう婚約がありながら、これを破棄して婚約をするという事は、世俗、人情に反し、道義をじゅうりんし、将来の国民の象徴たるべき人を作り上げるにはふさわしいことではないと思ふのでございませぬ。そういう婚約者があるかどうか、その点をお伺いいたしたい。波多野という青年です。

○宇佐美説明員 全くないものと考えます。

○菊池委員 もう一つ重大なことは、この婚約を運ばれた方々、運動に当られ

た方々が全部カトリック教徒である。前の田島長官もカトリック教徒であり、それから宇佐美長官もカトリック教徒であり、小泉信三氏もカトリック教徒であり、それからしゅうとになられる正田英三郎氏もカトリック教徒である。それから最高裁判所長官の田中耕太郎氏もカトリック教徒である。カトリック教徒の一連のからくりによつてこの婚約が運ばれたという説が流布されておるが、これはいかがであるか、承わりたい。

○宇佐美説明員 関係なかつた方々がどういふ宗教であるかという事は、私調べたことはございませぬので、責任を持つてお答えいたしかねますが、私がカトリック教徒であるなどという事とはとんでもない間違ひであります。ただ出身せられた聖心学院というのはカトリック系の学校であります。御本人は洗礼を受けておられない。あるいはカトリックが将来皇室に対して何らかの影響を持たないかという心配をせられた方々が世上あるという事は聞いたことがございませぬ。しかし、もちろん美智子さんは洗礼を受けておられますし、学校当局においても非常に慎重な態度をとつておられます。この問題に対しては何ら御心配はないと考へるのでございませぬ。従つて、過去においてこの問題についてカトリック系の陰謀があつたなどという事は全然根拠がございませぬ。

○菊池委員 もう一つ、この御結婚の話について、天皇皇后両陛下を初め皇族の方々がみな反対されたという説が流布されております。皇室会議が終りまして、その報告を宇佐美長官から天皇陛下に申し上げると、天皇陛下は怒

られたお顔で、ふんまんやる方ないお顔で一言も発せられなかつたというようなことも流布されておりますが、これはいかがでありますか。

○宇佐美説明員 今回の御結婚につきまして、御両陛下下であります両陛下その他皆様の御反対があつて、進め得られるものではございませぬ。ましてやただいま申されたようなデマは、取るに足らぬものと私は思ひます。

○菊池委員 さらに、皇室会議が開かれたのは十一月二十七日でございませぬが、その前十一月二十四日に、宮内庁は公電をもつて館林に通知してあります。こういうことは、皇室会議を無視し、皇室典範を無視し、国民を愚弄するもはなはだしき行動であるといわれ

ても弁解の余地はないと思ふのであります。この点はいかがでありますか。

○宇佐美説明員 皇室会議の前に館林に電報を打つたなどという事は、思ひもよらぬことであります。ましてや館林に宮内庁がどうして電報を打つか、了解に苦しむところでありませぬ。

○菊池委員 別の問題に移りますが、東宮御所の造営であります。われわれは、赤坂離宮がありますので、国会図書館がドイツ大使館の跡に建ちますと、そこへ国会図書館を移して、東宮殿下が移られるものと考えておりました。ところが、もうその国会図書館の引越しまでそう長くもないのに東宮御所を建てるという事は、費用は少いといいたしましても、国民に与える影響がいかにもおもしろくないと思ふのであります。それで、こういうことについては長官から天皇陛下にも進言し、東宮御所の造営は見合せて、御所

ができてから赤坂離宮に引越されてはどうかというくらいのことはおつしやられてもよかつたのじゃないかと思ひますが、この点はいかがでございませぬか。

○宇佐美説明員 御質問の趣旨は、皇居の建設と皇太子殿下の御所の関係でございませぬか。赤坂離宮でございませぬか。

○菊池委員 東宮御所です。

○宇佐美説明員 赤坂離宮が国会図書館に移管されておるわけにございませぬ。それがあつたに東宮御所を作るのはおかしいじゃないかという御質問のようには伺ひましたが……

○菊池委員 引越しまでしんぼうせられてはどうかという事です。

○宇佐美説明員 現在国会図書館の所管でございまして、その後につきましてはどうか措置されるか、まだはつきり決定はいたしておりませぬ。しかしながらあれを国会図書館に移管いたしましたときに、皇室経済会議にかけておるわけにございませぬが、そのときの議事録を見ますと、希望としては、国会図書館が不要になりましたときは皇室の用に供するようにはしてもらいたいという希望は出ておる。しかしそのあつたことはまだはつきりきまつておるわけにございませぬ。

○菊池委員 そうしますと、東宮御所を今度新築するということは、要するに結婚のためというだけでございませぬか。

○宇佐美説明員 現在お一人だけで外交団にお会いになりますとか、そのことでも困つております。また御結婚になりませぬはいよいよそれが激しくなるわけにございませぬ。そういう全般的の考慮からいたしたわけにございませぬ。

○菊池委員 国民の中には、家なくして困つておられます数百万の同胞がおりますし、また失業者も三百万もあつたといふ事ですが、そのくらいなら皇居を利用することもできようし、今の仮御所を利用することもできませぬし、どういふでもできると思ひますが、皇室に限つてはそういう融通がきかぬものでございませぬか。

○宇佐美説明員 皇居の中の諸建物もきつめて狭隘でございませぬ。またそういうわけで彼此融通するお申し立ても簡単でございませぬ。お述べになりましたように、国民の生活を重視しますならば、いろいろ問題もございませぬ。

しより。しかし私どももいたしましては、昨年来国会の慎重な御審議を経て予算をいただいておるわけでございませぬ。

○菊池委員 閣下から七千万円の工事を一千万円で受けると好意的に言ってきた。ああいう話は喜んで受くべきではないかと思ひますが、いかがでございませうか。向うはせつかく寄付しよらうと言つておるのに……。

○宇佐美説明員 東宮御所の建設につきましまして、御審議になりました通りに、宮内庁の予算に上つて、それを建設省に全部委託してございませぬ。建設省が入札その他を進めておられることとございませぬ。この間の問題につきましまして、そういう申し出をせられた方の純粋なお気持ちをわれわれはもちろん疑いたくはございませぬ。そういう意味で申すわけはございませぬが、そういういたた国民の上に立つておられる皇太子様、皇族、皇室の方々としては、一人の方の恩恵を多く受けるという事はできない。これは憲法のいろいろな条章から見てもはつきり出ていることだと思ひます。

○菊池委員 最近皇居の移転論が盛んに行われて、読売新聞あたりで取り上げて議論まで起しておりますが、私は欧州あたりの宮城を見て、日本の皇居は世界の名城であると考えております。イタリアのローマ城、シナの北京城、エジプトのカイロ城を見ました。外観の美において日本の宮城に及ぶものはない。あそこから皇居を取りのけたら、世界の使臣は楽しみに来るのでありますから、彼らは失望するだらうと思ひます。宮城の上空の空気が悪いとか何とか言つておりますが、そ

れなら下町のあんな空気の悪いところに住んでおる何百万の住民は、死んでもいいのだからということになるのであります。長官はこの皇居移転論についてどうお考えになりますか。また陛下はこれについてどういふお考えを持っておりますか。それを伺ひたい。

○宇佐美説明員 皇居は戦災によつて焼失いたしました。その後事務所の一部を使つて今日に至られたわけでありませぬ。講和条約がございましてから諸外国からの使臣もふえまして、国賓その他来訪者も非常に多く、国の力の充実とともにそういう行事も非常に多くなつております。前々から国民の中におきましても、早く皇居を作るべきではないかという事が盛んにわれわれの耳にも入つて来るわけでございませぬ。しかし陛下の従前までのお気持ちと申しますのは、戦後の国民の生活上の困苦をしのばれまして、常に先憂後樂というお気持ちから、今までこういう問題について触れることを私どもにはお許しにならなかつたのが事実でございませぬ。しかしいずれかはこれは建てなければならぬという問題が起つて参るわけにございませぬ。われわれとしてもいろいろ調査をいたしておつたわけでありませぬ。しかしその過程におきまして、皇居の位置その他についていろいろな意見が昔からございませぬ。最近起つたわけはございませぬ。新しく皇居を作るといふことは、その位置とかあるいは今まではばば熱烈に出たりしております。国民が献金をしたいといふ各地における希望、その他建築のやり方につきましてもいふぶんいろいろ意見が申されませぬ。ほんとうに国民の皇居として考へるといふことにお

きましましては、単に宮内庁だけで事務的に結論をつけてしまふということとは適当でないということ、今回皇居造営審議会を作り、広く御意見を聞いて、その上で慎重に進めたいといふふうで考へておるのであります。ただ私どもはこの問題を解決するについては、宮殿あるいはお住居、あるいはまた陛下の御日常の模様でありますとか、世間でいわれます各種の条件を考へ、しかも単に理想論でなくして、日本の経済にも合う点を考へなければならぬといふふうにお考えをしております。私どもは今の皇居は一つも手をつけてはいけません。そういう意味におきまして、これは将来のために慎重に考へなければならぬ問題でありまして、単純な開放論という問題については、私は直ちに賛成いたしかねる次第でございませぬ。

○菊池委員 つまり開放ということでは、あの宮城から皇居を移転することとございませぬが、あの宮城から皇居を別のところに移転するということについて、長官はどうお考えになりますか。これをお伺ひして居るのであります。現在の宮城内に皇居を置いた方がいとお考えになりますか。ほかのどこかに移転した方がいとお考えになりますか。陛下はこれについてどういふお考えを持っておりますか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○宇佐美説明員 私どもの今までの事務的な調査では、諸種の条件から見て宮城内に作るということではいろいろ資料を集めつづけてございませぬ。しかし今お尋ねのありました陛下がどうお考えになって居るかは、審議会を作らうとい

う前に申し上げる時期でないといふふうに私は考へております。

○菊池委員 結婚式に招待する外国の使臣の席順はどういふふうになるのですか。

○宇佐美説明員 今回の御結婚式において、多少他国の例もございませぬが、特派使節というものは前例によつて受けないといふこととございませぬ。ただ外交使節、外国使臣というものは、おそれなく祝宴にお招きがあるだらうと思ひますが、その席順といふこととございませぬ。これはおのずから国際慣例によつて、外務省とよく打ち合せたものがございませぬ。おそれなくそれによることとだと思ひます。

○菊池委員 英国のエリザベス女王の戴冠式に皇太子が行かれたときに、その座席が実に右を見て左を見て黒人種ばかりであった。それで皇太子は憤慨されたといふことであつた。今度の結婚式においては、英国の大使だけは黒人種の中にまぜてすわらせてもらいたいと思ひます。その点どうでせうか。

○宇佐美説明員 皇太子様が戴冠式においでになつて、そういう御感想を漏らされたといふことは、私は聞いたこととございませぬ。席順はおのずから国際慣例があるので、今のようなまぜせたいといふことは、どうも解しかねることとだと思ひます。

○菊池委員 それから結婚式が昔ながらの衣冠束帯、これはどうも南方の風俗のようで、世界各国に何となく日本が野蠻国のような印象を与えやうと思ひます。衣冠束帯というものはやめにして、最近の流行の洋風で

一切がつさいやつてしまつたらどんなものでせうか。

○宇佐美説明員 過去の歴史に基かないで、新しくこどもを考へるとなれば、あるいはその場所柄も考へていろいろな案も立とうと思ひます。やはり皇室は一つの伝統に立つておられる、こういつた大きなおめでたい儀式、結婚式場の場所柄を考へましても、やはりこれに合った服装をなさるべきだと思ひます。祝宴その他のときの服装は、これはまだはつきり決定いたしておりませぬけれども、陛下が洋装をなさるか、あるいは妃殿下になられる方が和服になさるか、そういう点は今慎重に考へつづけてございませぬ。

○菊池委員 別のことでございませぬが、皇太子陛下にしても陛下にしても、政治、経済学をさつぱり研究せられないで、生物学ばかり研究しておられるのでございませぬが、これからは皇太子にも政治、経済の学問を熱心になさせ、国際情勢も勉強させなければならぬといふように私は考へておるのであります。生物学の研究ばかりではどうも心配だと思ひます。日本が第二次大戦に突入したのも、天皇陛下が国際情勢を知らないで生物学ばかり研究して、カエルの目玉やホタルのしりばかりいじつておられた結果、とうとう軍部に押し切られて、ああいう悲惨な目に日本を陥れたのでございませぬが、これを考へるにつましまして、やはり天皇といふものには政治経済学をしつかりやつていただかなければならぬと思ひます。ですから、そういう点は長官はどうお考えになりますか。

○宇佐美説明員 ただいまの御発言は私どもはきわめて意外で、私どもはそ



ういふ認識は全然持っておりません。特に陛下や皇太子様が生物学ばかりというふうなことは、全く根拠のないこととでございます。現に外交問題については、毎週のように外務省の専門家に聞いておられます。経済問題についても、時々その道の人を呼んで聞いておられますし、皇太子様も御勉強になつておられます。皇太子様も今後だんだん学校を出られまして、そういう政治、社会、あらゆる問題についての御認識を深めていただく方針のもとに現に進めつつございます。御安心をいただきますたいと思ひます。

○菊池委員 それから天皇という名称でございますが、外国語に訳しようがないので、(ヘン・エンペラー)というふうな訳はない。天皇という実在に古めかしい、いかにも新興宗教のような名前、われわれは聞き苦しいのでありますが、何とかこれを改めて、日露戦争当時には、宣戦の詔勅にも、大日本帝國皇帝となつていました。皇帝とか大帝というふうに現代語に改めてはどうかと思ひますが、そういうことについて長官に何か構想はございせんか。

○宇佐美説明員 天皇ということにつきましては、御発言であります。長い歴史と、現代の憲法、日本国民の大多数の感情から、そういうことは、私はないものと考えておるのでございませぬ。

○菊池委員 さらに宮内庁の機構であります。一万人から現在は一万人近くに減らされている。けれども、世界の宮廷を見ても、千人もの吏員を擁している宮廷はどこにもない。日本がこういう貧弱な國家でもって、千人近く

の吏員を擁しておるといふことは、いかに不均衡であると思ひるのであります。これを敗戦の今日において、また陛下も今までの大権を失われた今日におきましては、そうたくさんのお吏員には必要はないと思ひます。これは三分の一でも、あるいは五分の一でも私は間に合ふのではないと思ひますが、これを大々的に削減して、三分の一ぐらいに減らす、そういうことをお考えはございませぬでしょうか。

○宇佐美説明員 宮内庁の陣容につきましては、今仰せになりましたが、終戦当時においては約六千二百名でございました。現在千人以下でございませぬ。もつとも六千といううちには、農林省に移管いたしました帝室林野局、それからただいまの国立博物館、学習院等、仕事とともに移つたものを除きまして、当時の三分の一でございませぬ。終戦後十回以上わたつて徹底的に一人々々の仕事の内容を見て、減らしてきたわけでありませぬ。しかもわれわれといたしましては、中の配置転換につきましても、急不急を見ながら極力増員を避けていたしておるわけでありませぬ。われわれとしましては、終戦後とあまり変らないいろいろな諸施設を擁して、三分の一以下の人で全力をあげてやっておる状況でございます。外国との比較もございませぬが、イギリスの王室等につきましても、幾ら向うへ行つて調べてもなかなか実はいはからない。しかし最近統計年鑑等を見ましても、課長ぐらいの幹部だけでも四百人、その下は幾らいるかわからないのであります。そういうふうなことで、教といふのは全国に散つておる御陵七百八十方所の管理まで含んでのことでは

あります。私どもは現在の状況が多過ぎるといふことは、現在考えておられません。しかし将来事務の必要によつて、たとえは外国関係が非常にふえつつございませぬけれども、増員もいたしておりませぬ。それは中のやり繰りをしてやっておるような実情でございます。

○菊池委員 千人ということは外務省とはほぼ匹敵しているのではありませんか、外務省にほぼ匹敵するぐらいの人員を擁するといふことは、今の宮内庁としてはあまりにも多過ぎると考へる。この点一つ御工夫を願ひまして、私の質問は終ります。

○内海委員長 高橋一君。そいふようであり、あともう一人いらつしやいませぬから、簡単に今日の委員会でお出された問題に関連して、長官に二、三お伺いをいたしておきたいと思ひます。

私は宮内庁に対して非常な理解者といひますか、同情者といひますか、そのお立場を理解して、ほんとうにお気の毒だ、かような感情がわいてくるのであります。と申しますのは、昭和二十年、敗戦後占領政治の時代、これは日本の天皇制に対するいわば革命期といひますか、国民の天皇制に対する考え方が非常に動揺をした時代でありませぬ。ところが独立いたしました今日において、一部には天皇制を否認するよりの考え方もありませぬ。それからまた一部には、今の憲法の表現しておる天皇が日本國の象徴である、日本國民統合の象徴であるといふ、そういう言葉をもつてしたので、まだい

わゆる天皇制に対しての表現としては不徹底であるといつたよりの考え方もあります。私どもは現在の状況が多過ぎるといふことは、現在考えておられません。しかし将来事務の必要によつて、たとえは外国関係が非常にふえつつございませぬけれども、増員もいたしておりませぬ。それは中のやり繰りをしてやっておるような実情でございます。

不徹底であるといつたよりの考え方もあります。私どもは現在の状況が多過ぎるといふことは、現在考えておられません。しかし将来事務の必要によつて、たとえは外国関係が非常にふえつつございませぬけれども、増員もいたしておりませぬ。それは中のやり繰りをしてやっておるような実情でございます。

そこで、それに関連いたしましたお尋ねをいたしますが、天皇、摂政については、憲法に憲法擁護の義務を明らかに規定してあるのではありませんか。御承知の通り第九十九条に、「天皇又は摂政云々は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と云うように規定してありますから、私は天皇御自身定めておられますから、私は天皇御自身は、天皇制を擁護していかうといふことに対しての國家的な大きな責任をやりお持ちになつておるよりに思われるのであります。ところが一般の皇族の方は、一体どういふふうな御関係にあられるか。お尋ねいたしますのは、國民全体が憲法を尊重し、憲法の認められている天皇制を守らなければならない責任があると思ひますが、皇族の方々は、いわゆる普通國民と同じよりの意味においてあるか、あるいはまた天皇と格別御関係の深い方々であるから、天皇に準じての立場において天皇制を擁護していく責任をお持ちになつておるのであるかどうか、その点についてのお考えがございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宇佐美説明員 皇族のお立場の御質問でございますが、現在の皇室典範におきまして皇位継承権の義務をになう方、皇室として法律的にも、その経済的な面においても、いろいろな規定があるわけでありませぬ。それはあくまで皇位継承権者としての責務であらうと思ひます。それだけに國家的な配慮がなされておる。従つてそういうお立場でございますから、よけい中立な立場におかれて、それぞれの立場において國のためにお尽しになるということであらうと思ひます。昔の規定によりませぬと、天皇は皇族を監督するといふような規定もございました。今はございませぬ。またその経済の立て方の問題、あるいはそこに動めず職員の問題にいたしまして、あの規定のございましたのがまだ占領下の時代でございまして、占領軍の方のいろいろな意向も相当多く入つてきたのではないかと想像されます。今から見ますと、いろいろ実情に合わないような点もあらうかと思ひますが、そういう点のほはだしいところは多少訂正を国会でお願ひしたこともございませぬ。そういう意味で、皇族という方が、やはり天皇の御一族と申しますか、そういうお立場から今申し上げましたよりのなふらに、りつぱな行動をしていただくよりにわれわれは念願をするわけでございます。

○高橋(禎)委員 今長官のお話のありましたように、やはり皇族は一般國民とは異なつた立場において、天皇制を擁護していくという責任があると私は思つておるのであります。そういうことになりませぬと、その責任を果されるために、やはり教育の問題も起つてく

ると思ひであります。学校教育、それから世間でいうその他の社会教育と言つてはちよつと表現が正しくないかも知れませんが、学校教育以外の教育によつて、その線に沿つてほんとうにその職責を果されるようなことが必要であると思ひますが、皇族の方の教育に關して、宮内庁ではどういふふうな配慮がなされておるか、また制度上どうなつておるか、それについてお尋ねしたいと思ひます。

○宇佐美説明員 皇族と申し上げても、陛下の御膝下にあらせられます未成年であられる方は、清宮様だけであります。そのほかの方はすでに成年に達しまして、学校を出て、それぞれ研修を積んでおられるわけでありませう。そのほか秩父、高松、三笠宮関係は、すでに相当のお年でございまして、一家をなされておりますので、特に私どもは教育というふうな面について何らいたしておりません。ただ三笠宮様のお子様は御五方おられますが、これは御両親が慈愛の目でもつて教育なさつております。まだ小さいのでございまして、宮内庁としてはただいまのところ特に御方針なり、いろいろなことについて申し上げたこともございませぬ。その御家庭において今御教育をお進めになつておられるわけでありませう。また上の方が中学でいらつしやる程度でございませう。

○高橋(順)委員 天皇それから皇族の点については今のお答えによりましてわかりましたが、今度は皇族でない、いわゆる御親族の方々については、これはもう一般の国民と同じであるか、あるいはまた先ほど来お話のあつたような立場にあられる方々の親族である

という立場で、宮内庁としては、いわゆる皇室を守り、そして日本の天皇制、すなわちそれは憲法ということになりませんが、守つていくために格別の配慮がなされておるか、あるいはそうでないか、その点いかがですか。

○宇佐美説明員 ただいま仰せの通りに、皇族でおられて御結婚等によつてすでに皇族の籍を離れられておる、あるいは新憲法と同時に皇族籍を離れられた各宮家、あるいはその他の御親族の關係は、今お話のございませう通りに、これは一国民としてのお立場でございまして、宮内庁でとかく干渉すべきではございませぬ。ただわれわれ皇室の私的な面についてのお手伝いをいたしておりますから、何か御連絡でありますとか、何かの御希望等がございませうが、これはあくまで役所の仕事ではありませぬ。

○高橋(順)委員 天皇及び皇族の方々、先ほど来話に出ました人間としての幸福な生活を送つていただくように、国民は一人残らず念願しているわけでありませう。さらにその上に憲法上りつぱな立場にあられるのでございまして、またそれが確立保護されていくというわけを、国民の大多数が念願しているわけでありませうから、国民のその氣持を尊重し、それを失望させないようなことのないように、私どもは現在のごとく将来もあつていただきたいというごことを念願しているわけでありませう。やはりそれには教育という問題が非常に關係があると思ひますので、それらについても特段の御配慮が願ひたい。また法制上必要なものについては、やはりその制度を確立する必

要もあると思ひますので、それらについてお考えがあれば伺ひたいと存じます。次に、今度は物的設備の問題であります。皇居運営に關しての審議会設置法が提案されているわけでありませうが、私もりつぱな皇居の造営されることを希望する者の一人でありませうが、ただこの場合に考えなければならぬと思ひますことは、私、外国をちよつと回つてみましたところから受けた印象、あるいは日本の歴史及び現在残存している有名建築等を見まして、りつぱな建物というものが何かそこにやはり人間に対して大きな影響を与え、意味を持つていられることを痛感しているわけでありませう。従つてやはり日本の國の象徴としての天皇のお住居なり、または憲法上認められておるお仕事をなさる關係、それからさらに國際的な影響というふうなことを思ひますときに、私は日本的な、そして非常なりつぱなものを造営されることが必要だ、いたずらに外國式のまねをしただけの建物で、バラックのような印象を与へる。とても外國のまねをしまして、外國の宮殿のような大きなものを作るといふことはなかなか容易でなはい。それがまた貧弱であるということではいかぬので、やはり天皇制はその制度そのものが日本のいい伝統といひますから、国民の氣持の現われでありますから、天皇がお住まいになりあるいはお仕事をなさる場所といふものも、やはりそつと考へてくんでやられる必要がある。もちろんこういふことについては審議会等において十分検討されることであると思ひますけれども、

それらについての資料、お考えというよりなものを、十分国会あるいは審議会等に出していただくようにされることとが、私には私には考へておるのでありますが、それらについてはどういふふうなお考えでしようか。

○宇佐美説明員 将来建設されるべき皇居の様式等についての御発言でございませうが、私もりつぱな皇居の造営されることを希望する者の一人でありませうが、ただこの場合に考えなければならぬと思ひますことは、私、外国をちよつと回つてみましたところから受けた印象、あるいは日本の歴史及び現在残存している有名建築等を見まして、りつぱな建物というものが何かそこにやはり人間に対して大きな影響を与え、意味を持つていられることを痛感しているわけでありませう。従つてやはり日本の國の象徴としての天皇のお住居なり、または憲法上認められておるお仕事をなさる關係、それからさらに國際的な影響というふうなことを思ひますときに、私は日本的な、そして非常なりつぱなものを造営されることが必要だ、いたずらに外國式のまねをしただけの建物で、バラックのような印象を与へる。とても外國のまねをしまして、外國の宮殿のような大きなものを作るといふことはなかなか容易でなはい。それがまた貧弱であるということではいかぬので、やはり天皇制はその制度そのものが日本のいい伝統といひますから、国民の氣持の現われでありますから、天皇がお住まいになりあるいはお仕事をなさる場所といふものも、やはりそつと考へてくんでやられる必要がある。もちろんこういふことについては審議会等において十分検討されることであると思ひますけれども、

○高橋(順)委員 では最後に同じようなことになりませうけれども、希望を述べておきます。こういう問題については、いろいろの意見が出ますが、ただそのときにまた出た雑然とした思ひつき等に押し流されるというのではなくて、憲法の認めておる天皇制を守るため

に、私はやはり皇居というものの規模その他が非常に影響すると思ひのでありませう。人の問題、物的設備の問題等を十分総合的に考へて、大いに天皇制を守つていこう、憲法を守つていこう、そういう考へで一つ進めていきたきたいということを特にお願ひをいたして、私の質問を終ります。

○内海委員長 次に國の防衛に關する件につきまして調査を進めます。質疑を許します。西ヶ久保重光君。

○西ヶ久保委員 防衛庁長官に簡単な質問をいたしますが、一つ端的な御答へをお願いしたいと思います。もちろん現在の自衛隊の中で自衛隊の専門家といふものはないわけでありませう。どなたがおなりになりましたでしょうか。となたりますか、しかし防衛庁の長官として、國の防衛を担當するということになりますならば、いろいろと御研究もしておることでありませうし、それぞれ防衛に対する御信念もあろうと思ひます。伊能長官は、現在自衛隊には陸海空がございませう、さらにその中でいろいろ分化されておりますが、航空自衛隊における飛行基地といふものは、どういふ条件がそろつた場合には、どういふ条件がそろつた場合には、どのように飛行基地としての面目を發揮していかぬものであるか、たとえば、飛行基地といいたしますならば、もちろん飛行機がなければならぬのでありませうし、建物や滑走路あるいは補助滑走路、そつといたしたものも当然必要でありませうが、その中でもこれだけほどりつぱな要素があるはずでありませう。伊能防衛庁長官は、航空自衛隊における飛行基地の設定について、何が一番重要

な要素があるはずでありませう。伊能防衛庁長官は、航空自衛隊における飛行基地の設定について、何が一番重要

な要素があるはずでありませう。伊能防衛庁長官は、航空自衛隊における飛行基地の設定について、何が一番重要

な要素であるか、これらについて明快な御答弁をお願いしたいと思います。

素についてのお言葉がなかったと思うのですが、飛行基地が完全な飛行基地としての用を足すためには、いろいろ要素がござりますが、その中で最も重要な要素は何かという点についての答弁が落ちたかと思っております。

○伊能國務大臣 たいま御意見があらましたことにござりますが、私も今後の日本の自衛隊につきましても、日本の平和と独立を守るために、国民からほんとうに理解をされ、愛される自衛隊を作つて所期の任務に邁進したい、かように考えておるわけでござります。今お尋ねの航空基地の条件ということでございますが、その点については、いろいろと考えられることと存じます。純粋の装備の点から申しますれば、近代的な航空機を飛翔せしめるに足る十分な地域、と同時にこれが飛翔に適正な各種の通信、レーダー装置、また飛行機の整備に十分な施設、と同時に飛行場において航空自衛隊が十分鍛錬をするのに必要な各般の条件が備わらなければならぬ、かように考えておる次第でございますが、それには、もちろん日本の国防の基本方針等にも一般論としてはうたわれております。私が当初に申し上げましたように、日本の自衛隊というものが国民から理解されるという点についても、私どもは十分な配慮をもつて、今後ひとり航空基地といわず、自衛隊の各般の部隊の設置等については努力をいたしていき、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

はすばりとそのまま答えが出てくるような御答弁をお願いしたいと思います。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

○伊能國務大臣 御指摘の点については、さいせん私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わること、飛行基地として一番大切だろ、かように考えております。

にできません。主要滑走路といふものができなければ飛行機は飛べない。これについて防衛庁長官はどのようなお考えを持っていますか。

○伊能國務大臣 滑走路の点については御指摘の通りであります。私も、私どもとしては地元の御援助、御協力をいたしまして、できますところから逐次飛行場整備に努力をして参りたい。また御指摘のように、中の地域についての少数の反対者もござりますので、それらについても今後できるだけ円満に話し合いを進めまして、賛成者を得て飛行場滑走路の整備を急速にはかりたいというふうに考えております。

○伊能國務大臣 滑走路の点については御指摘の通りであります。私も、私どもとしては地元の御援助、御協力をいたしまして、できますところから逐次飛行場整備に努力をして参りたい。また御指摘のように、中の地域についての少数の反対者もござりますので、それらについても今後できるだけ円満に話し合いを進めまして、賛成者を得て飛行場滑走路の整備を急速にはかりたいというふうに考えております。

○伊能國務大臣 滑走路の点については御指摘の通りであります。私も、私どもとしては地元の御援助、御協力をいたしまして、できますところから逐次飛行場整備に努力をして参りたい。また御指摘のように、中の地域についての少数の反対者もござりますので、それらについても今後できるだけ円満に話し合いを進めまして、賛成者を得て飛行場滑走路の整備を急速にはかりたいというふうに考えております。

○伊能國務大臣 滑走路の点については御指摘の通りであります。私も、私どもとしては地元の御援助、御協力をいたしまして、できますところから逐次飛行場整備に努力をして参りたい。また御指摘のように、中の地域についての少数の反対者もござりますので、それらについても今後できるだけ円満に話し合いを進めまして、賛成者を得て飛行場滑走路の整備を急速にはかりたいというふうに考えております。

れほど反対な土地が、今まであらゆる方法を通じて一買収的な方法も、脅喝も、あらゆる方法を通じてたけれどもどうにもならぬ現象なものです。それがいかにも今日、私どもはトレーラーの下にひかれても反対です、この土地は一寸もやれませんかと言つておる。これに対してどういふ方法で説得をされ、納得をさしていく自信があるか、私は具体的なことをお伺いしたい。ただ単に納得のいくまで待ちますとか、あるいは誠意を込めてやりますというだけでは、すでに一年かかってもできないようなことなから、今さらできるはずはない。これに対して防衛庁長官は—あれだけ膨大な買収を使つてやっておることが、もしも滑走路ができなければむだもこれ以上ない。一つ具体的に、あなたがいついつまでにはやってみせるという確信があったら、その点も伺いたい。

○伊能國務大臣 御説の点につきましては、これは今日までの努力によつて、従来非常に反対であった方々も逐次われわれに同調していただき、日本の防衛の趣旨に御賛成をいただき、ほんの少数になつておることは御承知の通りだろと思つておる。そのほんの少数について、今後私どもは具体的に申し上げても相手のあることとござりますので、今後力を尽して、あくまで了解を得、説得をするという以外には道がないのではないかと思つておる。その方向で全力を尽くしたいと思つております。

○伊能國務大臣 御説の点につきましては、これは今日までの努力によつて、従来非常に反対であった方々も逐次われわれに同調していただき、日本の防衛の趣旨に御賛成をいただき、ほんの少数になつておることは御承知の通りだろと思つておる。そのほんの少数について、今後私どもは具体的に申し上げても相手のあることとござりますので、今後力を尽して、あくまで了解を得、説得をするという以外には道がないのではないかと思つておる。その方向で全力を尽くしたいと思つております。

○伊能國務大臣 御説の点につきましては、これは今日までの努力によつて、従来非常に反対であった方々も逐次われわれに同調していただき、日本の防衛の趣旨に御賛成をいただき、ほんの少数になつておることは御承知の通りだろと思つておる。そのほんの少数について、今後私どもは具体的に申し上げても相手のあることとござりますので、今後力を尽して、あくまで了解を得、説得をするという以外には道がないのではないかと思つておる。その方向で全力を尽くしたいと思つております。

○伊能國務大臣 御説の点につきましては、これは今日までの努力によつて、従来非常に反対であった方々も逐次われわれに同調していただき、日本の防衛の趣旨に御賛成をいただき、ほんの少数になつておることは御承知の通りだろと思つておる。そのほんの少数について、今後私どもは具体的に申し上げても相手のあることとござりますので、今後力を尽して、あくまで了解を得、説得をするという以外には道がないのではないかと思つておる。その方向で全力を尽くしたいと思つております。

經理局長に伺います。今までに百里原の第五航空団基地の予算は幾らになつておりますか。

○山下(武)政府委員 現在までに支出いたしました経費は、完成しました工事といつたしまして約三億圓、現在進行中の工事で約一億圓、買収済みになりました土地買収費が約一億七千万圓でございます。全体の予算といつたしましては、このほかに滑走路その他のいわゆる飛行場の仕上げに使います未買収の土地の代金を含めまして、約五億圓見当と考へております。

○苗ヶ久保委員 五億というのは、いわゆる現在までに使つたのを除いて必要なものも五億ですね。

○山下(武)政府委員 そうです。

○苗ヶ久保委員 そういたしますと、今まで使つたのは約五億七千万圓、今後約五億、約十億の金を使うわけである。すでに五億七千万圓使われておる。しかも現に、今も私が指摘したように、また防衛庁長官も認めになつたように、滑走路は全然手がついていない。その滑走路の中には、反対委員会の委員長以下十名近い人たちが、完全になんばつていゝ状態でございます。そこで持ち上つたのが、あの小川町における飛行基地設定賛成派と反対派における町政の運営——現に町長である山西きよ女史は、この航空基地設置反対によつて町長になれた方である。ところが最近、自衛隊誘致派の諸君がリコールをして、現にあすの投票を控えて非常に血みどろな闘争を続けておる。こういう段階において私が現地に行つて非常に遺憾に感じたことは、去る一日に防衛庁はどういう気持でありますか、もちろん自衛隊の今

後の建設に協力してもらいたいという意図であらうと思つたのでありますけれども、時もあらうにリコールの非常な激戦のさなかに、ヘリコプターを持つていつて町民その他の諸君を乗せて、そして何か観察といつたようなことがなされておる。これは私は防衛庁としては他意があるとは思わぬですけれども、もう長い間いゝゆる自衛隊誘致反対によつて町政が運営され、町民もそれに対して非常に関心を持ちました混乱をしてゐる。しかも今はリコールのために投票を七日に控えたその一日、自衛隊があいゝことをされたことは、まことに遺憾千万にたえない。従つてわれわれは去る先月末長官に対して、それは政治的な意図も感じられるし、一般に対する影響も非常に大きいのでありますから、この際中止したらどうかといふことを申し出たのです。それを押し切つて一日にあいゝことなされたのであります。これに対して長官はいかようにお考えか。きのう、お果がやはり町民の中に非常に微妙に響いておる。あなたはいい結果が出るよりのなことを期待してやつたと思つたのであります。具体的なにはむしろ逆な面でも大きく出ているという点を感じるのであります。あえてリコール騒ぎの真意を、はつきり表明してもらいたいと思ひます。

○伊能國務大臣 去る一月一日、当庁として農道廃止並びに空から百里原の全体的状況を視察するという東京建設部の要請、かたがた茨城県農地課からも同様の趣旨の要請が去年十一月からあつたのでございますが、御承知の

ようにヘリコプターは浜松にございまして、事務上の必要その他いろいろと輸送関係で適当な機会をつかまえることができませんで、ちよつと二月一日に東京方面へ飛翔してきたヘリコプターに余裕ができてきたので、その機会に百里原の所要の調査をしようといふこと、かねて計画いたしておりましたところ、あの企ては御指摘のようにリコールにもいろいろと影響があるからやめてほしいという御希望もありました。私も私としては当初あの東京建設部並びに茨城県の農地課からの要請につきましても、かねて小川町の町長さんにも御希望があればお話を願ひたいといふことで了承を求めて参りましたところが、町長さんはいつた趣旨のものであれば乗せてもらいたいといふことで、かたがた現地の報道関係の人々からも御希望がありましたので、そういう計画で二月一日に実施しよう、こういうつもりでござい

ました。全くさういふ事務的な事情の関係にありましたが、なお町長さんが乗らないといふこと、希望の町会議員の方々が乗るといふことについても御指摘のような心配、あるいは誤解を受けることはわれわれとしても差し控えるべきだ、ただ純粋に事務的な調査だけにとどめ、また報道関係の自由な報道の内容だけにとどめる方が適當であらうとかうに考へまして、町会議員さんの方々の航空機への乗り込みもお断りして、純粋な事務的な見地でお断りしたもので、何ら他意なく、ほかに、これを懸念いたしますとヘリコプターがまた東京方面へ飛翔して

きて余裕を生ずるといふ時期等にも、しばらくの間当てがつかぬといふことでありましたので、既定計画通り実施した、かような状態でございます。○苗ヶ久保委員 ヘリコプターの東京飛翔と余裕といふことをおっしゃられるのですが、防衛庁長官が自分の配下のヘリコプターを自衛隊の発展のためにお使いになるならば、わざわざ呼んで使つてもいいのです。何も東京へ来たついでに時間があるから飛ぶといふことは少しおかしいと思ふ。防衛庁長官のそういう御答弁ではとても私ども承知できません。特にいろいろな場合

にヘリコプターをわざわざ呼んで使つていらつしやる。私ども便乗したことあります。従つて二月一日にちよつと東京に浜松から飛んで来た、時間の余裕があるからやつたといふだけでは御答弁になりません。そんな子供だまし御答弁をされては困ります。実際必要ならば、どんな飛行機でもどん

どん使つてもらつてもわれわれはいとわなない。従つて重要なときならば、二月一日でなくとも、私はあしたの投票が済んでからゆつくり、しかも反対者も賛成者もともに便乗してやるくらい

のことがなくちゃならぬと思ふ。私は故意には防衛庁の意図をそつ曲解はいたしませんけれども、現在のあのリコール騒ぎの状態においてそういうことをなさることは、あなた方は最も慎しむべきことだと思ふ。以前にも軍乗隊を連れて行つてやつたこともある。これも問題になつた。ああいふ問題の地にそつりいふことをされることは、私はむしろ自衛隊にとつてプラスにはならないと思ふ。今後は一つせひそつりいふ点も十分注意してもらいたいと思ふ。

そこで今も經理局長が答弁したように、現に五億七千万圓の金を使い、さらに五億使つたという百里原の基地設定が、肝心な滑走路ができてきたにどうなるかという状態でありまして、私の調べたところによりますと、あそこの留守部隊というのがあるので、その留守部隊長が二月一日の参観をさせた日にちよつりいふことを言つて

いる。滑走路は三年後か五年後になるか全くめどがつかない、ちよつりいふことを参観者に話している。これは事実なんです。なかなか正直な留守部隊長だと思ふ。今の状態ではおそらくこの留守部隊長が言つたように、この滑走路の建設は三年後になるか五年後になるかわからない。しかしながら私どもは必ずできると思つてゐる、ちよつりいふ説明をしてゐる。これは私は全く正直な説明であると思つたのですが、防衛庁長官は先ほどの御答弁で、いろいろ懇切丁寧に反対者に説明をし、説得をして必ずなし遂げるとおっしゃいます。しかし私が昨年の十一月の臨時国会にお尋ねしたとき、いつできるのだといふ質問に対して、なるだけ早くとい

う御答弁だつた。それから三カ月、いまだに何もできていない。こんなことを知つたら國民は怒る。五億圓の金を使つてあそこに建物を作つて、それが雨ざらしなんです。あなたは長官としてはつきり大体いつごろには滑走路の反対者を説得して、滑走路を完成して、あの百里原の飛行基地が完全な飛行基地として——十億以上の金を使つた大事な飛行基地として、自衛隊に使用させ得る自信があるか。あなたの自信でけつこうです。具体的にちよつりいふ得をしてちよつりいふ方法を講じてとい

ふ

ことは省いて、あなたは大体今の状態から何年後に必ずあの飛行基地を設立して、りっぱな飛行基地として使用可能にするか。その時期を明確にしてもらいたいと思う。でなければ、こんなことでは国民は納得しません。自信のほどを示して下さい。

〔速記中止〕

○内海委員長 速記を初めて。

○苗ヶ久保委員 委員長のせつかくのお気持ちでございますから、私はあえてここで無理は申しません。しかしこれだけの重大な問題でございますから、ただ防衛庁長官が答弁ができないから後日に延ばす、だけでは困ると思っております。この委員会では防衛庁長官はついでにこの問題に対して、建設の時期の明示もできないし、答弁もできなかったというのを私は確認しませんと、この問題は打ち切れぬと思っております。そういう確認のもとならば、次の機会にこの質問は譲って、その間に防衛庁としても一つこの問題について相当検討をされまして、答弁をしてみたいと思つて。

○伊能國務大臣 この点については、せつかくのお尋ねでも私も明確な答弁ができないのはなほ残念に存じますが、他にもいろいろ飛行場あるいは各種の基地もしくは試射場等の建設に際しまして、現在の日本における過去から今日までの状況にかんがみまして、一つの飛行場を設置するにはいろいろの困難が伴つておることは、苗ヶ久保先生も御承知いただけることと存じます。私どもは今日まで日本の防衛の実態についての御理解を国民各位に

絶えずお願いをしつつ、こういう問題についての解決に全力を尽しておられますので、やはり若干でも反対の方がありましたときに、これを非常に非融和的な態度で進んで事をかまえるという事は誠に慎まなければならぬと存じまして、あくまでも協調をして相手の御納得を願う、この気持でもって最善の努力をいたす以外に道はなからり、かように存じます。防衛庁としても従来この問題については長い間そういう態度で努力をいたして参りました。私も今申し上げたような気持で、私今申し上げたような気持で、この解決をはかりたい。しかしこの点について、それではいついつまで完全にできるのかということにつきましては、単にプランニングの上で工事自体としてはこういうようにできるといふような、きわめて意味のないお返事はいかようにもできると存じますが、実際に所有者の納得を得て、ほんとうに工事にかかれるという点については、一人といえども反対者のある間は、その方を説得して、円満な形で飛行場の設置を完成いたしたいと考えておりますので、絶えず相手方とも折衝して極力御了解を願う、これ以外には道はなからりと思つて。

○苗ヶ久保委員 この質問は伊能長官には私も無理だと思つた。しかし一応長官でありましたから、これは責任者でありますから、やはりあなたの責任ある答弁を求めたい。

○苗ヶ久保委員 この質問は伊能長官には私も無理だと思つた。しかし一応長官でありましたから、これは責任者でありますから、やはりあなたの責任ある答弁を求めたい。

路の見通しがつかず基地を作るばかりはありませぬ。あまりにも国民を愚弄している。先ほど指摘したように、飛行基地というものは何があつても滑走路がなければなりません。飛行機は雨ざらしでもよろしい。ジェット戦闘機はどこの雨ざらしです。工作場や特殊な作業をする場合にはこれは天蓋が要りますが、飛行場におけるジェット機はほとんど野天である。格納庫はあつてもよろしい。さしあつては兵舎は雨露しのければよろしいのだ。築城の基地にしても、神町の基地にしても、自衛隊の諸君が雨の漏る、風の吹き通す兵舎に現に寝泊りしておる。従つて兵舎などはさしあつてバラックでも済む。しかし何といつても滑走路がなければ飛行基地にならない。その肝心な滑走路の見通しもつかないのに、ああいう莫大な金を使つてああいう設備をするところに、私は防衛庁の非常に不届きなものがあると思つた。何を基準にしてやつたのか。五億七千万というものは国民の血税ですよ。それをむだ使ひしておる。やる以上は何か自信があつたはずだ。自信がないままに、ただ予算があるから作らなければならぬということだけでやるのではないかとおもう。しかもその結果が、あの肝心な地元の小川町長に對して、ああいう問題を起しておる。あなた方はどう見ているか知らぬけれども、町民がまづ二つに割れて、しのごを削つてやつておる姿は全く悲惨です。あの悲惨な状態がなぜ起つたか。あなた方が無理やりああいうことをなさる。しかも自信のないままにするから、ああいうことになつておる。その責任は重大です。私はもしこれが今國

○山下(武)政府委員 今お話のありましたように、私たちの期待に反しまして非常に全体の進行がおくれしておるという事は、はなはだ遺憾に存じます。第ごさいいます。あの基地につきましてはすでに百四十名ばかりの地主の方の御承諾を得まして、土地の買収を済まして、現在未買収になつておるところは、ただ一人の土地の所有者のところのごさいいます。防衛庁といたしましても、非常に航空基地の整備を急ぐという観点から、ここまで進めてくれという見通しがついたということでも、事は一時着工いたしましたのでございまして、もちろん滑走路の位置につきましてはまだほんとうに確定したということではございません。現在未買収の地になつておるところが、一番滑走路としては希望される地点でございまして、できればそこを買つて滑走路を作りたいということで長い間折衝いたしておるわけでごさいまして、かりにそ

○苗ヶ久保委員 今経理局長にお尋ねしたのは、いつまでにはできるということではないのです。あなたはどうか自信を持ってああいう仕事をなさつたかというのです。これははつきりする必要があるのである。あれだけの金を使って膨大な仕事をなさるのに、全然無定見に、ただ買えたところから作つていくというのでは済まぬと思つて、それが一部兵舎が建たぬとか、あるいは道路ができぬとか、または付属建物ができぬというなら丁度です。一番肝心な滑走路ができぬという事、これは一番先に作るべきだ。私は内閣委員として全国の自衛隊を調査して参りました。どこでも建物は建たぬけれども滑走路はできておる、それは訓練ができる。ここだけです。建物が全部つぱにできておる、滑走路は一寸もできてない、こんなことがあつていいと思ひますか、あなたは責任を感じませんか。一生懸命やります、納得させますでは済みませんよ。私はこの問題は重大だと思つた。もつとあなた方は謙虚に、しかも先ほど言つ

たように、二月一日にああいう視察をしておるが、今見ておると、いろいろなことをなまけて攻めていらつしやる。なせもつと盛心たんかいに当つていかないか。相手も人間です。あなた方が誠意と真情を披瀝すればこたえるはずで、あるときは変なふうらしくするみたいで、あるときは何かこり強圧的な態度で、あるいは町のボスを使つてそういうことをしたので、これは絶対にかぬはずなんです。あなたが誠意を示しても反対している人もあるけれども、やり方自身がおかしいのだ。先ほど委員長のお意思もあり、時間もだいぶ過ぎましたから、一応きょうはこの辺でやめておきますが、あなた方のそういう態度では、絶対にできない。私は断言します。はなはだ失礼だけれども、私もまたそういう防衛庁の態度には協力できるものではない。むしろ私は、あの滑走路とともに、あの飛行基地を絶対に作らせないだけの努力をこそするかもしれない。あまりにもひど過ぎる。従つて次の機会までに、委員長の言に従つて、長官もつとこつと御勉強なさるし、事務当局の諸君もつと真剣に取り組んで、この次の機会には一応われわれに、この委員会においてははっきりしためどをつけるぐらいの努力をしなければならぬと思う。次の質問はそのときに譲りますが、その点を防衛庁当局に強く要望して、私の質問を終わります。

○内海委員長 次会は公報をもってお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

昭和三十四年二月十一日印刷

昭和三十四年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局